

令和4年 9月 6日開会
令和4年 9月16日閉会
(定例第7回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（9月6日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	6
1 1 番 神田 栄治議員	6
8 番 瀬石 公夫議員	1 3
1 番 南 一成議員	1 7
2 番 内山 昌晃議員	2 3
1 0 番 高月 義夫議員	3 0
9 番 國本 悦郎議員	3 8
7 番 西本 篤史議員	4 5
3 番 河内 賀寿議員	5 1
5 番 落合 祥二議員	5 2
議案第44号	6 1
議案第45号	6 1
議案第46号	6 1
議案第47号	6 1
議案第48号	6 1
議案第49号	6 1
議案第50号	6 1
議案第51号	6 1
議案第52号	6 1
散 会	6 6
署 名	6 7

第 2 号（9 月 1 6 日）

議事日程	6 8
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	6 9
欠席議員	7 0
事務局出席職員職氏名	7 0
説明のため出席した者の職氏名	7 0
開 会	7 0
会議録署名議員の指名	7 0
議案第 4 4 号	7 0
議案第 4 5 号	7 0
議案第 4 6 号	7 0
議案第 4 7 号	7 0
議案第 4 8 号	7 0
議案第 4 9 号	7 0
議案第 5 0 号	7 0
議案第 5 1 号	7 0
議案第 5 2 号	7 1
議案第 5 3 号	7 2
議案第 5 4 号	7 3
閉会中の継続調査について（特定事件）	7 4
議員派遣について	7 4
閉 会	7 4
署 名	7 5

田布施町告示第43号

令和4年第7回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和4年8月25日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和4年9月6日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 渉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

○9月16日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第7回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和4年9月6日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和4年9月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
決算審査及び例月出納検査の報告
報告第3号
令和3年度基金運用状況の報告について
報告第4号
令和3年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第5号
令和3年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
議員派遣
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第44号
令和3年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第45号
令和4年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第7 議案第46号
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第8 議案第47号
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第9 議案第48号
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第10 議案第49号
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第11 議案第50号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第51号
田布施町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第52号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
決算審査及び例月出納検査の報告
報告第 3 号
令和 3 年度基金運用状況の報告について
報告第 4 号
令和 3 年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第 5 号
令和 3 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
議員派遣
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 4 4 号
令和 3 年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 5 号
令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定について
- 日程第 7 議案第 4 6 号
令和 4 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号
令和 4 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号
令和 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号
令和 4 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号
田布施町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）

出席議員（12名）

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	渉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	1 0 番	高月	義夫議員
1 1 番	神田	栄治議員	1 2 番	松田規久夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	有吉 純一君
		書記	外山 紬君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	惠元 朗夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	町民福祉課主幹	林 照美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（松田規久夫議員） ただいまから令和4年第7回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、神田栄治議員、高月義夫議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月6日から9月16日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月16日までの11日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、決算審査及び例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。決算審査及び例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員と私の2名で実施いたしました決算審査と例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

決算審査は、7月27日、28日、8月2日から4日及び10日に行いました。その結果は事前に配付しております意見書のとおりであります。

次に例月出納検査でございますが、令和4年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況はお手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適切に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松田規久夫議員） 次に報告第3号令和3年度基金運用状況の報告についてから報告第5号令和3年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで3件について報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、3件の報告事項についてその概要の御説明を申し上げます。

まず、報告第3号、令和3年度基金運用状況についてでございます。

これは特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について監査委員の審査を受け地方自治法第241条第5項の規定によりその意見を付けて状況を御報告するものでございます。

まず、奨学基金は基金の貸付・償還状況に関わるものであり、詳細はお手元に配付した令和3年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおり令和4年3月末における貸付者はございません。

次に土地開発基金につきましては基金による土地の取得に伴う土地と現金の状況でございます。

令和3年度の変動は、公園整備、麻里府地区防災拠点等整備、防災公園駐車場整備における土地の取得及び図書館駐車場用地、たぶせ苑用地、地域交流館前のゆめはな花壇整備における先行取得した用地の買戻しを行ったものでございます。

次に報告第4号の令和3年度決算に係る健全化判断比率について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指数につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから昨年度に引き続き赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は10.5%で令和2年度決算数値の11.1%に比べ0.6ポイント減少いたしております。

また、町債残高のほか、上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めて総合的に算定した将来負担比率は26.1%で、こちらにつきましても令和2年度決算の47.0%に比べ20.9ポイント減少いたしております。

なお、下段に今回から過去5年間の財政健全化比率の推移を掲載しております。

次に、最後でございますが、報告第5号の令和3年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となっておりますが、決算で黒字となったことから資金不足の比率は生じ

ておりません。

以上により今回の算定では財政健全化法に規定される早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることであります。

なお、各比率の算定結果につきましては近日中に町広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 次に委員派遣について報告いたします。

6月定例会以降の議員派遣は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

地方自治法第121条の規定により本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名はお手元に配付の文書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。神田栄治議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） おはようございます。

通告に従いまして、3問、質問させていただきます。3問とも一問一答方式で答弁者はいずれも町長にお願いいたします。

それでは、1つ目の質問でございます。

1つ目は町道の路肩危険箇所への転落防止柵の計画的整備についてでございます。

町道には道路脇が水路でかなりの高さがあるにもかかわらず道路路肩に転落防止柵が設置されていない箇所が見受けられます。地域の方々は危険を承知されておりますので事故も発生せずに済んでおりますが、来訪者や子供にとっては危険極まりない状況です。

これらの道路には小学生の通学路もあり、危険の程度に応じて計画的に転落防止柵を設置する必要があると考えますが、町としてどのように対処されるか、またされているか、お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

近年、全国各地で登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことを受け、国では、関係省庁が連携し、通学路における安全確保に向けた諸施策を推進しております。

そうした中、本町におきましても、各道路管理者や警察、町教育委員会、町内小中学校等の関係者により田布施町通学路安全推進会議を組織し、合同点検の実施や危険箇所の対策方針について意見を交わすなど通学路の安全性の向上に努めております。

また、町道につきましては、自治会等からの要望もお受けいたしますので、これらを総合的に検討し、毎年度、危険度に応じて優先的に施工しており、転落防止柵についてもその中で対応してまいります。

議員の皆様におかれましてもお気づきの箇所がございましたらこれまでどおり情報を頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

逐次、整備されてきているということですので少しは安堵できるのですが、今回、問題にしたいのは危険箇所であるのに、いまだに転落防止柵がない箇所はどう設置していくかでございます。

そこで最初の質問ですが、町のほうでそういった未整備の危険箇所を把握されているのかということと、最近の整備状況はいかなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 転落の可能性がある箇所等につきましては、台帳等を作って把握はしておりますが、道路パトロールというのを実施しております。舗装等が破損しておる箇所等がございますので、それと一緒に併せてパトロールをしております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 最近の整備状況でございますけれども、令和2年度に1箇所やっております。140万円程度の工事でございますが、それをやっております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

パトロールをされていらっしゃる。それから、整備のほうも、1件ではあるようですが、されているということで進んでいるようにお見受けします。

ただ、先ほども申し上げましたように、現在、ここどうかなという箇所があるんですね。そうしたところを私は解消していく必要があるんじゃないかということで今日は御質問させていただいた次第なんです。自治会長の要望を聞く会がございますが、地元の要望がなければそのまま未整備のままになってしまうという状況。

そこで思うのですが、例えば自治会長集会等で全自治会に対して落下防止柵の設置要望箇所調査なんかを依頼して、そして町内全域でどのぐらい危険箇所があるか、程度の差もすごいあると思いますが、あと予算に応じて計画的に整備していくというのがいいんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 先ほどの私の答弁で金額の訂正をさせていただきたいんですけれども、金額については14万円程度でございます。14万円。失礼しました。

自治会に対しては、4月に自治会長集会をやっております。この自治会長集会が終わって各自治会個別の要望等がある場合には別にその場を設けて要望をお聞きしております。

それから、秋に連自治会との意見交換会というのがあるんですけれども、こちらについてはあくまでも意見交換という趣旨なんです。この中でもいろいろ御要望も頂いております。そうした御要望の中には交通安全関係が非常に多くあります。

なかなか、役場のほうも把握に努めておるんですけれども、実際、地域で道路を通行したり利用されている方が普段ここは危ないんじゃないかなというように思われる箇所については幅広く役場としても把握したいということがありますので、なるべくそういう機会等いろいろ考えながら把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

最後に1点お尋ねしたいのですが、通常、町道の路肩に転落防止柵がない場合を想定していますが、袋小路等で町道に認定してもらえない道路がございます。そうした町道に認定してもらえない道路に危険箇所がある場合があるんですね。こうした場合、何とかそういったところにつけてもらうことは可能なかどうかという辺りをお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 田布施町の補助制度としては基盤整備支援事業というのがございます。一定額ほど材料代程度を負担するもので町のほうがお支払いするものでございます。

また、それにつきましては、機械経費、重機等のリース料もお支払いすることができます。補助の対象となっております。それ以外は今現在ございません。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（１１番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

道路の種別にもよると思いますが、町道であれば、もし通行人がつまずいて怪我をしたら損害賠償責任を負うようになります。町道でない道路で怪我をしたときにどうかというのはあるかと思うんですが、そうした怪我をできるだけ起こさないために安心して生活できるまちづくりということで、計画的な整備、またそういう町道で未指定の場所、ある意味、対象にならない箇所を設置につきましても御検討いただけたら幸せます。

１問目の質問は以上で終わらせていただきます。

それでは、２つ目の質問に移らせていただきます。

２つ目は子育て支援施策と町ホームページ子育て支援部門の充実についてでございます。

６月の定例会では図書館サービス充実の一環として子育て支援コーナーの設置を御提案いたしました。今日は子育て支援としまして町独自の施策と町ホームページの充実の提案でございます。

これほど子育て支援にこだわりますのは、田布施町の出生数が平成２５年に１００人を切って以来、減少し続け、令和になってからは６０人台になっております。１２０人前後で推移していました平成時代の半分にまで落ち込んでいるからでございます。

少子化対策として当町においても医療費の中学校までの無償化等を実施しておりますが、決して十分とは言えないと思います。田布施町に住む子育て世代の負担軽減を図るため、また子育て支援制度を充実させることにより子育て世代の田布施町への移住を促すためにも町独自の新施策の創設と併せてホームページの充実を図る必要があると考えるからでございます。

そこでお尋ねします。独自施策としまして、妊婦タクシー利用運賃補助、赤ちゃんおむつクーポン券の発行、チャイルドシート・ランドセル購入費補助制度などが創設できませんでしょうか。

２つ目のホームページの充実でございますが、子育て支援のトップページに妊娠・出産の項目をまず設けていただきたいと思います。現在、これがないんですね。

次に検索するときには世代別と目的別の２通りでできるようにしていただきたいと思いますということです。

健康・福祉欄にある子育ての支援項目がありますが、これを全て子育て支援ページに掲出していただけたらと思っております。個別にございますが、空き状況の分かる保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等の一覧表であるとか子育てガイドブック、また子育てサポート一覧表などの一枚物のものですが、そうしたものの添付がＰＤＦファイルとして添付できないだろうかというお尋ねでございます。

今、申し上げた中で特に充実をお願いしたいのが２つございます。

一つは検索が世代別と目的物の２通りでできるということです。例を挙げますと、例えば子供を預けたいからということでホームページを見ますと、目的別に検索しますと、幼稚園、保育園、放課後の児童教室ですとか病児保育の項目が全て出てきます。これを年齢別でやりますとその世代のみの項目だけが出ているので非常に便利でございます。この２通りで検索できるようにしているホームページは、県内では岩国市、山口市の２市が実行しておると思います。

２つ目ですが、子育てガイドブックの添付がＰＤＦファイルでできないだろうかということです。これは、県内の各市町、かなりの自治体が添付されておられます。言わばホームページのダイジェスト版というような感覚で体系的に制度が理解できる。それを皆印刷すれば一つの手引ができるようなものです。

小さいことまで申し上げましたが、人口の増加を達成している市町のホームページは充実していると聞いたことがございます。人を呼び込むには情報発信が重要ということで、我が田布施町のホームページの充実が図れないか、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

全国的な急激な人口の減少、そして、少子高齢化は国として最大の重大課題ともなっております。本町だけの問題ではございませんが、本町におきましても少子化の傾向は変わらず、令和３年度の人

口動態において出生数は64人となっております。

私の就任の公約として子育て支援の充実を掲げてまいりました。施策の対象となる子供の数が減少する現在、少子化対策としての子育て支援施策の拡充が先延ばしできない緊急の課題となっております。このため、町長就任以来、ソフト・ハード両面で、子育て世代の負担軽減や子供が安心して地域で育っていける環境づくりに取り組んでまいりました。

今後も、その取組を継続していく決意ですが、一例ではございますが、これまで拡充してまいりました子ども医療費助成につきましては、来年度から高校卒業まで対象年齢を引き上げることや新生児へのおむつ定期便、今、議員がおっしゃいましたクーポン券と同様でございますが、そうしたものの事業化を新たにしたいというふうに現在準備を進めております。

そのほかにも、関係課でもいろいろ検討いたしておりますので、また議会にも御相談申し上げまして、予算枠という制限はありますけれども、特に配慮して重点的に実施していきたいというふうに思います。

続きまして、ホームページの充実についてでございます。

議員おっしゃいますように、作り方はこちらのほうから出すという前提で作っておりますので、反対から見られたときに検索してということになっておりません。

私も、検索いたしますとなかなか、どこにあったんかいのと探すことが十分何回もあります。やはり課ごと、縦割りに基本的にはなっておりますので、そういったものは非常に見づらいというのは感じております。

ですから、今のままですと、なかなか、現在あるコンテンツを全部組み替えてとなると大がかりな何千万という改修になってしまいますので、今、議員がおっしゃいました、できることは、すぐ、今、係のほうで研究いたしておりますので、できることから一個ずつ早急にやっていきたいと思っております。

そのほか、本町につきましては子育てにつきましてはアプリを作っております。携帯でそういった情報を全部見ていただくようにということで、ホームページもそうでございますが、子育てに関わる方、またおじいちゃん、おばあちゃんもそうしたアプリを使っていたらいいのかなと思います。ですから、ホームページとアプリ両面で緊急に整備していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございます。

独自支援施策についてですが、通常の医療、健診、それから支援助成制度等は差こそあれ異なる自治体で実施されている中で「田布施町は子育てサポートが充実してますよ。田布施町での子育てを検討してみない」とPRできるようにするには、町独自の施策の実施が必要であるかと思って、今回、御提案させていただきました。

前向きに御検討いただくという御回答でしたので、ぜひ新年度へ盛り込んでいただき、引き続きこの制度の拡充に努めていただきたいと思います。

2点目のホームページの充実でございます。

質問する前になぜ私がこれを申し上げたかということに時間を頂けたらと思います。

町内の子育て世代の利便性を高めるためであることはもちろんです。

2つ目なんです、田布施町を移住先に検討している子育て世代を呼び込むためにならないかと思ったからです。子供の成長段階に応じて子供や母親のサポート体制はどうなってるかを真っ先に確認されるのがホームページであろうと思うからです。

3つ目の理由ですが、ホームページに情報が網羅されていいますと、私は町役場への問合せが減るだろうと思います。また、問合せがあったとしても説明時にホームページの該当箇所をお示ししながら説明ができればより短時間で済みます。結局、仕事の効率化が図れるんじゃないかということでございます。

それから、4つ目の理由ですが、ホームページを充実させますと制度の整理ができますので、他市町と比較が容易になります。田布施のどこが優れているね、どこが弱いねという発見につながると思っています。より弱い点を強くしていくという意味で制度充実が図れるだろうということでホームページの充実が大事なかなと思った次第でございます。

今回、今おっしゃるように改訂ということになると、かなりの費用がかかるということでございましたから、どうやって充実させていくかということでございます。

職員でできることと、委託に出さないとこれ以上は難しいねというところがあるかと思うのですが、ホームページの重要性を鑑みますと、子育て世代は若者ですからすぐネットということで、スマホからでもパソコンからでもアクセスされる一番有効なツールだろうと思いますので、適宜の改訂、それも委託に出しての改訂も視野に入れながら御検討いただけたらと思います。

ホームページは町の顔と言っても過言ではないと思います。町民の便利帳として、また田布施町の魅力を発信するツールとして適宜の改訂をお願いいたしまして2つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3つ目の質問ですが、次期町長選挙に出馬されるに当たっての公約についてお尋ねいたします。

町長は、さきの6月議会で次期町長選挙に出馬されることを表明されました。出馬に当たり、どのような公約を掲げられる御予定でいらっしゃるか、またその公約達成に向けてどのような課題があり、どう対処していかれる御所存か、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

私は、平成30年11月の町長就任以来、「笑顔と元気あふれる住みよいまち」を目指し、全力で傾注してまいりました。

しかしながら、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、町や地域の主要行事、イベントも中止や変更を余儀なくされることになりました。また、ワクチン接種や様々な感染症対策の実施、そのほか町独自の事業支援や地域振興策などを機動的に実施するなど、一生懸命、施策に取り組んでまいりました。

今回、町長選挙に出馬するに当たり、アフターコロナも見据えながら「変わらないふるさと田布施の良さ」を次の世代に残していくためにも、4年間の経験を生かし、6つの重点施策を中心に確かなまちづくりに取り組みたいと考えております。

施策的には全てが重要でございますので、この6点がということではございませんが、特に分かりやすく御説明する必要があるなということで6点ということにさせていただいております。その点につきましては御理解いただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、先ほども申し上げました子育てに優しいまちづくりの継続でございます。

これまで、子育ての負担軽減を図るため、医療費について、中学生まで完全無償化を実現いたしております。今後、先ほど申し上げましたが、高校生までこの制度を拡充していきたいというふうに思っています。

また、新たに、1歳までのおむつ定期便の事業化や、たぶせで子育て！出産お祝い金、10万円でございますが、こうした継続、さらには子ども食堂や子供の居場所づくりの拡充に努めてまいります。

次に2点目でございますが、これも当然重要なことでございますが、安全・安心なまちづくりでございます。

特に私が今思っておりますのは、土砂災害特別警戒区域や東南海地震の災害対策について、国・県、関係機関、自主防災ともう一度連携して、避難体制、防災備品等の整備を急ぎ、防災・減災施策の強化を図りたいと考えております。

また、新たに建設いたします保健センターを活用して、防災備品の備蓄、マンホールトイレ使用訓練、EV急速充電設備の利用促進等を進めてまいりたいと思います。

そして、現在、津波・高潮時の避難所として利用できない麻里府公民館を国道の山側に移転し、防災機能を備え、支え合い事業等も行える新たな施設整備として考えております。

3点目は、支え合い、共助のまちづくりであります。

高齢者の方々に、いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただくため、多くの方々にいろんな形でボランティア活動に参加していただけるよう、支え合い、共助のまちづくりを継続したいというふうに思います。

また、利用しやすい買物送迎サービス、支え合い事業による交通弱者等の移動手段の確保について関係団体と連携して充実を図ります。そのほか、移動販売車の利用促進等についても勉強してまいりたいというふうに思います。

4点目は、美しくて魅力ある農業・農村づくりとして、多面的機能、環境保全型農業、中山間等直接支払制度への支援を引き続き進めます。

また、国営ほ場整備事業の着実な実施、集落営農法人連合体への支援、そして新たな農業従事者や地域交流館出荷者の育成・確保につなげるため農業体験施設の整備や農業体験ツアーなど、新たな取組にもチャレンジしたいと思います。

5点目は行政地域のデジタル化の推進でございます。

5G、IoT等の高度無線環境や情報通信技術の進展を踏まえ、デジタル技術を活用した地域振興や働く場の創出、育児や介護と仕事の両立等を推進するため、サテライトオフィス等の整備支援を行います。

また、マイナンバーカードによる住民票や印鑑登録証明書のコンビニ発行、行政手続のオンライン化、SNS等による行政情報の発信にも取り組みます。

最後に6点目でございますが、公共施設等の老朽化対策でございます。

高度成長期に建設されました公共施設の老朽化が進んでおります。これまでも長寿命化対策や大規模改造に取り組んでまいりましたが、今後も公共施設等総合管理計画に基づき計画的な修繕・改修を継続いたします。

また、町の施設ではありませんが、田布施駅の公衆トイレにつきましては、改善要望もたくさんございますので、町のほうで新たに建設する方針でJRと協議して早期実現を実現したいと今考えております。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症の感染対策をはじめ、第6次田布施町総合計画もたくさん重要な課題を抱えておりますので、財政健全化を維持する中で積極的な町政運営を行いたいと考えておりますので、御支援のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

今、6つの公約をお示しいただきました。ちなみに、1期のときは5つ、子育てに優しいまちづくり、安心・安全なまちづくり、これは防災避難体制整備等でございます。それから、継続事業の早期実現、支え合い、共助のまちづくり、財政健全化の5つを掲げられまして町政を牽引してこられました。

今回、掲げられた公約も重要で、簡単には解決できない事項ばかりでございます。イニシアチブを執っていただきまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私個人的にぜひ継続してお取り組みいただきたい内容は、少子化対策と町内での働く場の確保でございます。少子化対策に関連しましては、今も御説明いただきましたし、子育てに優しいまちづくりということで1点目から公約に掲げていらっしゃると思います。

なかなか、これは、昔から言われます働く場のあるまちづくり、じゃあどうするかというところが非常に難しい項目だろうと思います。簡単にいかないだけに公約になかなか掲げづらいと思いますが、ここの推進に当たりまして町長が第2期でどのように取り組んでいかれる御所存か、お尋ねできたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、少子化、人口対策は一番の課題でございます。今、この公約の中に入れておりませんが、具体的に、今、田布施町の特徴として、住んでいいという、気持ちがいいという、働く場所、この中に例えば工場を造ろうとかいうてもなかなか場所も限られております。

水道料金も非常に高いということもありますので、私とすると率先して住みよい住環境づくりを実現する中、それは子育てとかもそうでございますが、少しでも子育て世代の家が増えるようにということで、今、適地を含めて、いろんな、町も住宅のそうした子育てをしたいという世代の方が住宅を建てられやすいような町としての最大のサポートをどうしたらできるのかということを考えている。

当然、働く場の場所もサテライトオフィスとか事業継承とかいうことも今考えるようにいたしておりますが、なかなか、具体的にじゃあということになると、そういった整備を着実に、用途区域の見直しをはじめ、農振の見直し、その辺も含めて、田布施町には4つの小学校が幸いございますので、そういった地域のそばに子育てがしやすいという住宅をどんどん進めていって、よそから見られたときに子供に優しい教育に十分な環境があるねというまちづくり、それが全てではございませんが、働く場の確保で「工場誘致をしましょう。工業団地をつくりましょう」というのは、今、土地もありませんので、町の場合はなかなか難しいということがございますので、そういった面に特化していきたいと。

ですから、駅も大切にしたいと。高校生になってもいろんなところへ就学できる、働きに行けるという田布施駅のよさも、もう一回見つめ直して、議会とも御相談しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

なかなか難しい中、現在、コロナ禍もまだ終息の兆しが見えていない、また日本経済も試練に立たされているという中で田布施町をいかに発展させて住みよい町にしていくか。

1期目の実績と反省を踏まえて、また町長の長年にわたる行政経験を生かされ取り組んでいただきますようエールを送りまして3問目の質問を終わらせていただきます。

議長、1点、先ほど2問目のことで質問し忘れたのあるんですが、お願いしてもいいですか。遡って申し訳ありません。

ホームページの件なんです、現在、我々が見ているホームページは業者委託に出されて作られているかどうかという辺り。もし例えば改訂するということになれば、先ほどかなりの金額がということで、例えば改訂を予定されているというようなことはないのかという辺りもお聞きできればと思うんですが。

○議長（松田規久夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 現在のホームページは一昨年に変更いたしました。更新は委託に出してホームページを作成しております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 一昨年ということであれば割と近いから、例えば、今までの例を参考にしたらですが、次期の改訂、次の改訂時期というのが何年後ぐらいになるんだろうとかいう

ような、決まってはおりませんでしょうか。いかがな御予定でしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） おおむね大体5年を目安にしているんですが、大体、延長して7年という期間で更新するようにシステム上はしております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 分かりました。やれば、大がかり、変えるのであればいいと思いますし、ぜひ、7年も待たずに、この情報化のスピードの時代ですから、できるだけ前倒しして実施いただければ幸せます。

その辺りを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で神田栄治議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 少し早いですが、暫時休憩します。再開は9時55分とします。

午前9時44分休憩

午前9時54分再開

○議長（松田規久夫議員） それでは、休憩を取り消し、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） それでは、私は通告のとおり2件の質問を行います。質問方式は一問一答方式です。

質問事項の1は県道瀬戸バイパス工事の進捗状況について伺います。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、現在、県道光上関線の瀬戸地域で瀬戸バイパス工事が進められている。この県道の瀬戸地域は田布施川に沿って民家が建ち並び、光市、柳井市、平生町等への通過の主要県道として交通量が大変多く、歩道もなく、道路幅も狭小で県道を歩いたり自転車で走行するたびに危険を感じます。

また、この地域では国営は場整備事業が実施されており、工事は補修を残し完成している。圃場への耕作・管理等の出入りに県道の利用は重要であり、通行開始が急がれています。こうした中、地元住民から瀬戸バイパスの早期完成が強く要望されている。

そこで次のことについてお尋ねします。

1、交通安全及び利便性の向上のため地元では早期完成を強く望んでいるが、いつ頃、完成予定か。

2、県道光上関線と町道御蔵戸線の新しくなる交差点の安全対策は十分か。また、県道の水戸橋と御蔵戸川に新設される橋とが交錯するが、安全対策はどうなっているか。

3、瀬戸バイパスの法面が、全面コンクリート施工されているところと、一部しかコンクリート施工されていないところがある。全面施工を地元は希望しているが、どうか。

以上、お聞きします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

瀬戸バイパス工事は県道工事でございますので、柳井土木建築事務所に問い合わせた上での回答とさせていただきます。

まず、1点目の完成時期でございますが、現在、用地の取得はおおむね終えられており、残る工事は、観音橋付近、水戸橋付近の交差点及び御蔵戸川のボックスカルバートの整備等となっております。

県には早期整備に努めていただいているところでありますが、これらの工事は河川の付け替え工事等を伴うため、それなりの期間を有することから現時点で完成時期をお示しすることは難しいとのことでした。

次に2点目の県道と町道御蔵戸線の新しくなる交差点の安全対策についてですが、現在、この県道

と町道は直角に交差していないため安全確認がしづらい状況でございますが、完成後は直角に近い形となり、見通しもよくなると聞いております。

また、水戸橋は完成後は撤去されることから、現在の県道は瀬戸バイパスと町道御蔵戸線の交差点に直角に近い形で接続するため安全性が向上するとされております。

次に、法面の張りコンクリートの施工でございますが、現在、全ての箇所で施工はされておきませんが、全面施工してほしいという地元からの声を県に伝えておきます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 今の答弁でありましたように、今度、安全は今よりよくなるというような答弁でございましたが、県土木は、県道と御蔵戸線の交差点協議、それを町としているか。公安委員会との協議は全部整っているんですかね。

そういうことになると、あの辺りの交差点はどのようになるかというのを、地元のほうに少し説明されたほうがいいと思うんです。地元の人は非常に心配している。この交差点の関係で用地の関係も少し変更になったり、追加の買収になったり、あるいは要らなくなったり、そのようなことも起こるんじゃないかと思うんですが、まずその辺りを。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、１点目の交差点協議の関係でございます。

県のほうに確認いたしますと、公安委員会等の交差点協議は、まだ終えていないということでございます。

ただし、平成１８年頃に地元説明会を開催いたしました。そのときに平面図を図示しておりまして、地元の方には、一応は説明したような形になっておりますが、平成１８年ですと、結構、昔の話になりますので、併せてこの辺りの計画を、土木事務所のほうへ地元からこういう要望があったということをお伝えしたいと思います。

また、用地関係につきましては基本的には残り１軒だそうでございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） よろしく地元のほうに。あの辺りは、橋が２本になったり、交錯したり、どのようになるんだろうかと心配しておられますんで。

それと用地交渉。なかなか用地交渉というのは非常に大変でございます。相手があることで。そういうことで町のほうも県のほうにはいろいろ情報も入れられて、事業が円滑に遂行するように町のほうも協力して進めさせていただきたいと。このように思うわけです。

県に遠慮することなしに、こっちの要求は要求で言って、このようにしてもらえれば、用地交渉もちゃんと進むんじゃないかと、そういう意見を県のほうに伝えていただきたいと。このように思います。それはそれで、ひとつよろしく願いいたします。

それと、先ほどとダブるんですが、最初に、いつできるか分からんと。ボックスカルバートをやり、河川の改修等で非常に難しいということでございます。県は、いつというのはなかなか言わないというのは知っているわけですが、一旦、令和何年に完成と言うと、それでできなかったときは地元からいろいろ苦情が出るんでということだろうと思うんですが、地元としては、完成時期や事業計画等が見えないというのは非常に不安なわけです。

一例として、横断歩道の設置を要望しておられる方がおられるわけです、あの辺りで。なら、県土木が来たときに言うたら、そりゃ道路が完成して後のことと。それは分かるのは分かるんです、気持ちちは。

そういうこともございまして、計画や対応をしっかり地元伝えてほしいという意見があるわけです。地元の切なるそういう願いですので、ひとつよろしく土木のほうに伝えてください。

さっきの２点、土木のほうにどのようにお伝えいただけるか、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 土木事務所のほうには所長さんとか次長さんがいらっしゃいますんで、特に次長さんのほうがいろいろお世話になっておるんで、今の御要望の件、しっかり伝えたいと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 以上で１点目の質問は終わります。

ひとつよろしく願いいたします。次長さんという偉い方で、そういう方に伝えてもらっておくと物事も早く進むと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次に２点目の質問を行います。

質問事項は「新築保健センターを母子保健推進の拠点に」についてです。答弁者は町長です。

質問要旨は、今年度中に中央公民館を解体し、新しく保健センターが建設される。少子化対策は重要な課題であり、新築保健センターを母子保健推進の活動拠点として安心して産み育てられる地域社会の形成の場としては。

次は、神田議員のと少し同じような質問になるんですが、本町の令和３年度の出生者は６４人でした。この前の事務報告が出ているのを見ますと６４人。死亡者は２１８人で、１０年前の平成２３年度は、出生者９３人、死亡者は１８９人でありました。

出生者は２９人減と乳児の数は大きく減少しております。また、死亡者はそれと反比例して年々増加しておるといような形です。令和３年度の自然減は１５４人となっており、放っておくと、１５４人、人口が減るということでございます。

そうすることで、かなり転入等に力を入れなければずんずん人口は田布施町は減っていくということで、日本全国的にもそうらしいですが、外国でも子供の数はずんずん減っていると。アフリカ辺りだけが人口が増えているというような状況で、とにかく努力していただきたいと。

よその市町村に負けないようにすることが、パイが減るといのは仕方ないにしても、よそとの競争に負けないようにすることは重要なことだと。このように思っております。

こうしたことから急速に進む少子化への対策が急務であり、母子保健に係る施策の推進や母子保健推進員への活動支援や育成が求められている。母子保健推進員は、乳幼児相談や１歳６か月児健診、３歳児健診の会場と、また家庭を訪問し、母子保健サービスの紹介や子育ての経験からのアドバイスなど、普段からきめ細かい活動をしておられる。さらに母子保健活動を進めるためにも保健センターでの活動場所の確保や物品等の充実が必要である。

そこで次のことについてお尋ねします。

１、新築保健センター内には母子保健推進員の活動の部屋は確保されているのか。

２、新築保健センターには備品購入費が４００万円予算化されているが、母子保健及び母子保健推進員の必要物品や検査機器等は確保されているか。

３、母子保健推進のイベントなどに使用する物品等を保管する倉庫は確保されているか。

以上、お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

母子保健推進員の拡充、充実ということでございます。ありがとうございます。

御質問の母子保健推進員は現在１３名でございます。毎月のちびっこ広場や、年に一度の一大イベントでございます、たぶせちびっこまつりなどを企画・運営していただいております。

このほかにも、乳児の家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、必要な情報提供や支援をいただいております。また、その後も定期的に自宅を訪問され、健診や各種イベントなどの案内やチラ

シの配布などを行い、子育ての輪づくりの中心にいらっしゃいます。

まず、1点目の母子保健推進員さんの部屋についてでございます。

新しく建設いたします保健センターには、母子保健推進員さん専用の部屋というのは設けるようにはいたしておりませんが、センターには会議室や相談室など様々なサイズの部屋がありますので、用途に応じ優先的に使用していただくということにいたしております。

次に2点目は備品購入費についてでございますが、現在、事業費に計上いたしておりますものは、センターとして基本的に使用する施設備品でございまして、母子保健事業に特化するものではございませんが、空気清浄機や消毒台、パーテーションなど母子保健推進員さんの事業にも活用していただくものの購入を予定しております。

また、活動に必要な物品につきましては別に毎年度事業の予算に計上しております。

なお、来年度には新しく推進員さんのユニホームを用意したいというふうに考えております。

3点目は倉庫等の確保についてでございますが、保管場所につきましては、備蓄倉庫等の一部を共用していただくという予定としておりますが、使用頻度の少ない物品も多くありますので、母子保健推進員さんとも今後よく相談し、保管のスペースを有効的に活用していただきたいと考えております。

また、新しい保健センターには子育て世代包括支援センターも移転しますので、お子様を連れて相談に来ていただくこともできるよう、専用の相談室等を設けることとしております。子育てに関する悩みを持つ御家庭の支援に力を入れてまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） ユニホーム等を新しくされるということで非常にいいことだと思います。これと、いろいろお子さんの健診機器もいい精度の高いものも出ていると思いますので、その辺もよく導入されて子育てに役立てていただきたいと。このように思うわけです。

その辺の機器のほうの今後の考え方と、母子推進員は、全国的に、母子推進員さんだけでなしに民生委員もそうですけど、成り手の減少といいましようか、なかなか新しい人がいない、新しいメンバーがなかなか見つからないというような点があるわけです。

その辺り、田布施町のほうは、順調に母子推進員さんも広報等に名前が出ているが、その辺はどのようなあれですか。お聞かせいただきたいと。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 機器につきましては、今年度、視力等を計測する機器を備品で購入しております。

近年、女性の就業率が増えたことなども要因になっていると思いますけど、本町におきましても、母子保健推進員の交代時期になかなか新しい人を探すのが難しくなっております。ですが、幸い、本町では、今年度、新たに3名の新しい方に御加入いただいております。

今後も人脈を大切に子育ての輪づくりに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 幼児の目の検査ですかね、そういうように新しい機械を入れられたということで、これからは新しいいろいろ機器も、子供さんの、物が言えない子供を診る機械も、そういう検査機器もあると思いますので、ひとつ充実していただきたいと思っております。

そして、今、大変、核家族が多くなりまして、昔は、おばあちゃんやお母さんに子育てを習う、手伝ってもらおうということができたわけですが、今、アパートなんかだったら相談することができない家庭も増えているわけです、転勤で来られたりとか仕事の関係で。これからますます母子推進員の役割というものは大きくなると思うわけです。

子育てのアドバイスやサポート役として役割は大きくなると思うんですが、そういうことで、これからはぜひ。さっきありましたが、3名の新しい方も推進員になられたということで。

これは私はよく分からないから聞くんですが、報酬等はあるんですか。報酬というか、推進員になると幾らかの報酬があるのかと。あるんならば、時間にやって、最低賃金くらいは払わんとかなかなか今頃は難しいんじゃないかと。そういう気もしますんで、ちょっとお聞きするだけです。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） ほとんどボランティアのような形でお願いしています。

近年は核家族が進展して、家族の方が遠方の場合など、家族の援助が受けにくかったり、身近に相談できる人がいなかったりしますので、そういった方々に、母子推進員が気軽に相談できるような相手となって、子育ての経験を生かしたアドバイスを受けることができるよう、子育ての世代の不安解消に努めてまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） ボランティアということで大変いいことだと思います。ガソリン代とか、どうしても要る電話代とか、そういうのが少しでも援助できればと。このように思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それと、今度、西公民館にある保健センターが、ここの新築役場の横の保健センターに移るわけですが、西公民館の空いた保健センターはどのように。今、保健婦さんがいらっしゃいますね。その部屋はどのように使われるか、分かれば教えてほしいと。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） まだ協議の段階ですけども、連合婦人会とか今いきいき館でやってらっしゃいます老人クラブの関係の事務とか、そういった関係の部署に入っていただこうかなということで、まだ正式には協議中の段階でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 老人クラブの関係の方から聞いたんですけど、保健センター、向こうのほうに入るといような、はっきりじゃないんじやが、そういう話もうわさには聞いたといような話も聞いたんですが、新しい保健センター、役場も近いし、できればここへ入れてもらえればといような意見もありますので、老人クラブとよくその辺りは会長さんと役員の方とお話ししていただければと。このように思っております。

今度、長年の希望でございまして、役場と保健センター、母子保健の推進の場が離れているということで、町民の方も、あそこ、私は西だからすぐ分かるんですが、なかなかどこに保健センターがあるかというのが分からないといような苦情も聞いていたわけです。

そうした中で、今度、役場のすぐ横になり、母子手帳の交付、出生届、乳幼児相談や健診の場所が分かりやすくなるとともに、また役場と保健センターが近くなるので、その辺の業務連携もうまく取れるんじゃないかと。このように思っておりますので、連携をさらに深めて母子保健を前に進めていただきたいと。このように思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 以上で瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に南一成議員。

○議員（１番 南 一成議員） 私は３問ほど一般質問を出しております。いずれも一問一答方式で町長のほうで答弁いただけたらと思います。

まず、第１点目ですが、「安心して暮らせる町に」という表題をつけております。この表題は私が立候補するときに掲げたスローガンでもあります。安心にはたくさんの意味があると思いますが、一つは福祉の充実とか子育てとか少子化対策、そして町の財政の安定とか住みやすい環境をつくったり、高齢者の対策または医療の充実、そういう形で少しでも安心して住める町ということなんですが、し

かし、何といっても、命に直結する防災が大事だと思います。

この議会も、議運等で、ちょうど台風が直撃する、ちょうど来る、9時頃で厳しいんじゃないかということで、いろいろもんだんですが、幸いにもあまり大きな被害が今のところないように思っております。

しかしながら、この9月の5日までは、全国的に防災週間でありまして、台風11号の脅威にさらされておりましたけれども、安全で今のところは大丈夫と思っております。

2021年の5月に改正されました災害対策基本法によりまして、町は、高齢者や障害者のうち、自ら避難することが困難な方の避難方法を決めておく個別避難計画、これを5年以内に作成するよう努力義務が課せられました。

今年5月、西田布施地域の自主防災会が設立されまして、町内全ての地域で自主防災組織ができました。したがって、今がいいチャンスだと思います。自助・共助・公助がそろった今、個別避難計画を早急に作成してより安心して住める町にしたいかがでしょうか。この進捗をお伺いします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

御質問のように令和3年5月に災害対策基本法が改正され、各市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定が創設されました。しかし、全国的にも、この避難行動要支援者名簿への登録がなかなか進まないのが現状でございます。

本町でも協力と呼びかけておりますが、なかなか登録希望者が増えない状況であるとともに、システム化がされていないということがございますので、異動されたり、死亡されたり、そういったところの整合性が、なかなか常時確認できないという問題も抱えております。このため国が自治体基盤クラウド上で提供する被災者支援システムの導入を令和4年度に予定いたしております。

このクラウド型被災者支援システムは大きく2つの機能を持っております。

1つは、これとは関係ありませんが、政府が運営するマイナポータルのぴったりサービスの機能を活用し被災者の方がパソコンまたはスマートフォンを用いて罹災証明等の電子申請を行いコンビニでの交付が可能になるというものでございます。

2つ目は、直接関係いたしますが、平時から避難行動要支援者を管理し、個別避難計画の作成・更新をする機能を備えております。

このシステムを今年末までに導入しますので、来年度にはこのシステムを活用して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成・整備していきたいと考えております。

個別避難計画を作成する上で大切なことは、役場内にございます福祉、消防・防災等が連携する、そして個人情報保護の観点から避難行動要支援者名簿の取扱いを整理するとともに、推進体制等を検討し、役場外の町社会福祉協議会、福祉事業者、民生・児童委員や自主防災組織等の関係機関の参画を得て推進体制を整備することであるというふうに思います。

また、作成については、地域における洪水、津波、土砂災害等の危険度等の状況や避難行動要支援者本人の心身の状況等を考慮し優先度の高い方から個別避難計画を作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。

当然、安全、そういうことに対しては、自分、自助が大切だと思います。

私がずっと活動しておりますボーイスカウトの教えに「そなえよつねに」という言葉があります。当然、この意味は普段からいろんなことに対して準備しておきなさいということですが、自分が、今回の台風もそうですが、災害の時にはどういうふうに対処しようかというのを考えるのがイの一番と

思います。

しかしながら、それができない方に対する今からの援助が個別避難計画と思いますけれども、先ほど町長の答弁にもありました共助、町だけではなくて、例えば、先ほどいろいろありました、ケアマネジャーを含めた社会福祉協議会もいらっしゃいますし、民生委員の方もいらっしゃいますし、そして今回一番いいのは自主防災組織ができたということで、私、西地区なんですけれども、西田布施地区では、毎年、あれは社協が中心になってやっていると思いますが、5月頃に福祉員に対してそれぞれの地区でそういう援助が必要な方はいらっしゃいますかといういろんな会議があります。

私は西でそれを経験したんですが、ほかの地区でもそういうことがあるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） これは社会福祉協議会のほうで取り組まれておられることで、ほかの地区でもございます。麻郷地区とか、実際に私も参加しまして、いわゆる各自治会の中で、班長さんは割とそういった福祉員さんにされる方が多くて、そういった班長さんが集まって、ここの家には一人暮らしの高齢者の方がいますねという、そういうようなものをマッピングして地図の上に落とし込んでいって、ここにこういう方がいらっしゃるねという会議を持っておられると思います。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 今ありましたように西地区でも班長が福祉委員になるんですが、基本的に班長は恐らく1年交代だろうと思います。長くとも2年と思いますが、各地区は、そういう防災に関するいろんな共助に対する感覚は町民の方は大体知っていらっしゃいます。

と同時に、自主防災組織ができたということを踏まえて共助ができるような形がたくさんできておりますので、ぜひ、先ほどありましたように、中には高齢になって施設に入れられたとか、死亡されとか、または、また新しくそういうある程度介護が必要な方になったとかという情報は役場は難しいと思いますので、そういう地域の中の公助を利用して情報を仕入れて、一つ、そういう組織とか、計画をつくってもらったと思うんですが。

ただ、計画をつくっても誰が実行するかというのが一番また問題になるんですよね。実行するには先ほどありました、それぞれの自治会の中での自主防災組織の中で、またそういう動きを普段からするような研修をしていただきたいと思います。そんな中で一つ懸念になるのが、これも個人情報との兼ね合いですが、普通の平時は、条例に特別の定めがある場合、そして、避難行動要支援者の本人の同意がある場合は、そういう情報で、どここの誰々さんは足が悪いから何かのときにはすぐ助けにいかんにやいけん、それは誰か行くというまで情報がもらえるんですが、そういう個人情報に関するところのいろいろ制約があって、なかなか本人の承諾がないと難しいというのがあります。

ただし、災害のときは本人の同意を要しないということですので、なるべくなら本人の同意を求めるように、それぞれの地区の中で、お互いじゃけえねということで話し合ってもらうのが一番いいかなと思っております。

とはいっても、私の地域の中でも、まだ60代後半なんですけど、いろんな回覧物を持っていても、わしは知らんから一切取り合ってくれるなど。その方は体が悪くて厳しい人なんですけど、みんなが助けなければいけない社会的弱者なんですけど、逆に、そういう方が、また私は助けは一切要らないということと言われる方がいらっしゃいますので、そういう方も一応把握しておきながら、災害のときには同意を要しないということですから、そのときには面倒を見に行こうねというような仲間づくりができたかなと思っております。

それが住みやすいまちづくりと思いますが、個人情報の関係は、これは法律ですから誰に聞いても同じという回答と思いますが、何か見識がありましたらお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今、南議員がおっしゃったとおりの制度なわけですがけれども、今、議員おっしゃいましたように、災害が起きたときには情報共有ができるということになっておりまして、問題は平時でございます。

有事、要は災害が起きたときに、支援を受ける側の人が気持ちよく援助を受けて、公民館なりに避難していただくためには、平時の信頼関係とか、そうしたものの醸成も必要だと思います。

ですから、これから、その仕組みづくり、一応、個人情報保護条例とかは、あるのはあるんですけども、災害、そのようなことを前提とした制度づくり、条例等も含めて検討してまいりたいと。平時でも活動しやすいようにそうした制度ができないか、検討してまいりたいと思っています。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 個別避難計画は、田布施町は今からある程度進めていくということなんですが、日本全国、例えば中国地方でも新聞報道によると、まだ4.7%ぐらいしかできないという形で、今から5年後に向けてつくっていくがどうも本音みたいですから、一つ、これをきっかけに早めにつくっていただきたいと思いますし、私たち議員もある程度の協力もしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それと、話が変わるんですが、いろんな台風の形でネットを調べておりますと、今年の8月の22日、マイ広報紙というんがあるんですかね。出てきたんですが、田布施町。これは何かといったら、今言う災害時避難行動要支援者として登録したらいかがですかという案内でした。このことですね。

対象者は、65歳以上の一人暮らしの高齢者、75歳以上の高齢者のうち高齢者のみの世帯、障害者のうち1級、2級、知的障害者のうち療養手帳Aという方は町のほうに連絡いただきますと個別避難計画をつくれますよということの案内でした。

先ほどなかなか申出がないということもありましたが、そのことと思いますが、こういう情報は随時出していращやるんでしょうか。そのことの質問です。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 恐らく私どもの広報たぶせに出したものが、そこに転載されたものではないかと認識しております。

じゃあ、どういうふうにPRしているかというのと、こちらの原課とすると、民生委員児童委員協議会のほうで「こういった制度がありますので、御担当の地区でそういう方がおられるようであれば、ぜひそういったところで安心・安全のために御登録を進めてください」ということでお願いしております。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 新たに認識しました。これは、広報たぶせの令和4年の8月12日号からの転記といいますか、そういう形で、西日本関係、中国地方のいろんなニュースを出しているネットですね。分かりました。たまたまそれがヒットしたということなんですね。

今のところ、まだ11号の被害は町内は聞いていないと思いますが、昨年、一昨年等も、雨による土砂崩れ、道路も含めて、山地の家の裏が抜けたというのはちょこちょこ聞きます。

だけど、あまり大きな災害もしくは人的被害もないように聞いておりますが、隣の光市におきましては島田川が氾濫したということで死亡者も出ました。災害はいつ出てくるか分かりませんので、お互い自助・共助・公助に基づいて安全を確保するようにしたいと思います。

この質問は以上で終わりたいと思います。

続きまして、2番目の肥料高騰による支援策についてでございます。

農業生産の必須であります肥料につきましては、原料の多くを輸入に依存しております。中国の輸出規制やロシア・ウクライナ情勢により需給が、今、逼迫しております。原油の価格、海上運賃の上昇、円安の拡大等により肥料の原料である尿素、リンサンや塩化カリは史上最高の値段となっております。

ます。

一方、米など農産物の販売価格は、需要減により、現在、低価格で推移しております。特に米がその端的な例です。他産業のように自ら販売価格に転嫁できません。このため、農業経営を圧迫し、営農継続に支障を来しかねない状況となっております。

国においては肥料価格高騰対策として788億円の支援金制度を創設しております。今後、その内容を具体的に出すように期待しておりますけれども、また、県においては、お米の販売農家に対して、1反当たり1,000円を、申請によりこの年度内に支給する緊急対策を今出しております。JA山口県も独自対策を今検討していると聞いております。

田布施町として何らかの支援をする予定があるのでしょうか。お尋ね申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

今、議員のほうから状況と国・県またJAの推進方策については御質問がございましたので、省略させていただきますが、本町としても、こうした国・県また全県的なJAさんの取組を支援するようということで関係機関と連携して推進していきたいと思っております。

御質問にございます本町の独自の支援についてですが、こうした影響は特に小規模零細経営に大きく、本町の農林水産物等の直売所でございます田布施地域交流館に出荷される出荷者の負担軽減のため、このたび6月補正予算に550万円を計上し、田布施地域交流館出荷者応援事業を実施することといたしております。

この事業により少しでも影響を緩和し、出荷者の生産意欲向上と出荷継続を促し、農林水産業等の販売によるふれあい交流活動のにぎわいを維持したいと考えております。

そのほか本年6月には、燃料価格や資材高騰等により影響を受けられている農林水産業者が安心して取り組めるよう、県及び農林水産事務所において、農林漁業の総合的相談窓口が設置されました。

これらは、国において実施される各種対策事業の情報が集約されますので、今後、さらに関係機関との連携を強化し、影響のある農業者や漁業者等への総合的な支援を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。

早速、今ありました支援を検討されて予算をつけていただきました。ありがとうございます。

今、町長が言われましたように、特に零細農家が一番打撃を受けているのが現状でございます。先ほど町長の公約の4番目にありました農村づくりに今疲弊を来しているのが現状でございますので、ぜひ強力なバックアップを頂けたらと思います。

「田布施の田は田んぼの田」というスローガンもいろんなのでありますが、そういう形で美しい緑の田んぼを今からずっと継続するためにも、一ついろんな支援をしていただきたいと思います。

国のほうの支援は、今、大きな金額が出ておりますけれども、要するに今からはそういう化成肥料だけではなくて、いろんな自然の肥料を少しでも作りなさいと。

したがって、2割程度は化成肥料を減らして自然の肥料を、即、取り入れなさいということとか、または、そういうことをした方には少しでも援助しますよということで、いろいろ難しいことがたくさんありますので、全部が全部、乗れないこともありますから、一つ、個別なまた対策もお願いできたらと思いますし、近隣では、新聞報道によりますと、岩国市が早速そういう形で個別のいろんな補助をするように出ておりました。

農家もだんだん高齢化していったら、先ほど来ありましたように、個々の農家じゃなくてだんだん集落営農または法人化しております。そういう法人化したところも、いろいろ疲弊しておりますけれども、少しでもそういう形で援助していただけたら、みんなのまたやる気が出ると思いますか、そういう方向に行っていると思いますので、今後ともよろしく願いできたらと思います。

この質問は以上で終わりたいと思います。

続きまして、3番目ですけれども、今年度の町民負担率という質問でございます。

町民負担率は租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担を町民所得で除したものでありますけれども、国においても昭和45年より国民負担率として公表されております。

田布施町では、先輩議員により、平成19年6月議会から本町における個人負担率を毎年質問して、今年で15年になります。この推移を見ると、15年前より10ポイント程度上昇しています。これは国のデータと一致しておりますが、町のほうの15年前の私はデータを持っておりませんので、このことはある程度は私の推測でございます。

理由としては、社会保険料は増加しておりますけれども、個人所得については、ずっと伸びが鈍化しているという形でポイントがだんだん上がっていったんじゃないかと思っております。

いずれにしても、このデータはまちづくりに役立ちますので、今までの試算の条件同様に今年度の国民負担率を尋ねたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

町民の税と社会保障費の個人負担率についてのお尋ねであります。試算の条件は、昨年と同様に40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯で国民健康保険加入の給与所得者として、年収を300万円、500万円、700万円の3つのパターンで算出いたしております。また、固定資産税は償却資産を除いた平均税額として算出いたしております。

まず、税負担についてでございますが、所得税及び個人住民税につきましては制度改正等はありませんので同額ですが、固定資産税につきましては令和3年度に限る価格上昇をしないための措置や、経営不振の事業者に係る免税等がなくなりますので、平均で1,700円程度の増額となります。

また、社会保障費につきましては、町で国民健康保険税を引き下げましたので、前年度より減額となっております。

年収別の負担額及び負担率につきましては、年収300万円の世帯では税負担が8万7,900円、社会保障負担が71万3,660円で負担率は26.7%となり、前年度より0.7ポイント減となっております。

次に年収500万円の世帯でございますが、税負担は28万7,100円、社会保障負担が91万8,360円で負担率は24.1%となり、0.8ポイントの減でございます。

次に、年収700万円の世帯では、税負担が55万3,700円、社会保障負担が109万8,660円で負担率は23.6%となり、同じく0.8ポイントの減でございます。

また、75歳の高齢者1人世帯では、後期高齢者医療保険料が減額となっておりますが、年金収入200万円と110万円の負担率はそれぞれ10.3%と4.0%で、昨年度と同率となっております。

これらは制度上の試算値でございますので、国が示す負担率とは意味合いが異なりますが、15年前と比較しますと、社会保障費の部分で健康保険等が増額となっております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。やっぱり、どう言いますか、毎年、上がるだけではなくて、若干、税が少なくなったり、この前からコロナの関係でいろいろまた補助金もありましたし、そういう形で、特別、今この2年、3年は一般の感じじゃない経済情勢になっておりますので、増えたり下がったりしているような感じがしておりますけれども、全体的に見ますと、ずっと社会保障費が高くなっているんで、負担率が高くなっているのが現状だと思います。

世界的に見ましても高福祉・高負担という形で、特にスウェーデンなんかはそういう制度になっておりますが、日本もだんだん成熟した国になると、そういう形になるんじゃないかなというふうに思っております。それに多分に漏れず田布施町も同じような傾向になっているかと思っております。

これは、これに対してどうのこうのというんじゃなくて、こういうデータをずっと蓄積しておきま
すと、将来、いろいろまちづくりに役立つということで、今回またお尋ねさせていただきました。そ
ういう形で追加質問はございません。

ちょっと早いんですが、以上で私のほうの一般質問を終わりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 以上で南一成議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。再開は、ちょっと短くなりますが、時間が、１０時
５５分とします。

午前１０時４７分休憩

.....

午前１０時５５分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

内山昌晃議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） それでは、今回は、２問、質問させていただきます。いずれも一問
一答で、答弁者は町長でよろしくお願いいたします。

それでは、１問目、人口減少・少子化問題にどう取り組むかということで質問させていただきます。

神田議員、それから瀬石議員とも質問内容が重複すると思うんですが、御了承ください。

田布施町の人口は、ここ２０年、平成１０年３月には１万６,５７７人であったものが、平成
２６年３月には１万６,０００人を割り込み１万５,９５０人に、令和３年３月には１万５,０００人
をさらに割り込み１万４,８９２人となりました。出生数についても、平成１６年度は１４０人であ
ったものが、令和３年度には６４人と半数以下となっています。

この人口減少・少子化問題に歯止めをかけるには有効的な施策を実施する必要がある、主には以下
に掲げる現在実施している施策が重要であると考えます。

そこで、これら施策は、その目的に対して有効に機能しているか、必要としている人に行き届いて
いるか、要件の緩和や事業費の増額、また新たな事業の実施について検討されているのか、お尋ねい
たします。

事業については、まず一つ、新婚・子育て関係というところで新婚生活支援事業、それからたぶせ
で子育て！出産祝い金事業、それから移住・定住関係というところで、親元近居、子育て住まいる
支援事業、空き家改修・引っ越し事業、移住就業の支援。これは県と連携して行う施策だと聞いてお
ります。それから、企業誘致・就業支援関係ということで、企業立地奨励金事業、それから光ファイ
バー網整備事業、主にはサテライトオフィス整備事業というところでございます。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

日本全体が人口減少社会に入りましたのは、１９７０年ですか、本当に随分前のことでございま
すが、今になりまして地方での急激な人口減少が深刻な社会問題となっておりまして、近隣の市でも過
疎地域に指定されるなど、非常に、国・県、通じて厳しい状況となっております。

本町でも、人口ビジョンから分かるように、近年、高齢比率の増加や転出超過などにより、人口の
流出、特に２０歳から３９歳までの若い女性の人口が減少傾向にあることなどから、結婚や出生数に
も影響を及ぼしております。

このため子育て世代の定住施策や産業振興を進め若い世代の希望に応じた多様な雇用の場を確保す
るなど、様々な施策を根気強く継続していく必要があると考えております。これは日本全体で問われ
ていることではありますが、特に就学・就業面からは広域圏や県レベルの人口対策への取組が重要だと
私は感じております。

それでは、現在、本町が取り組んでいる人口減少・少子化問題における施策の実施状況と今後の取組についてお答えいたします。

1 点目は、国が示す制度に沿った結婚新生活応援事業についてですが、結婚して町内に定住される夫婦の新生活を応援するため、結婚新生活に係る経費の一部を補助しておりますが、これは県内でも全ての市町がしているものではありません。

補助対象世帯は、申請する年の1月1日以降に婚姻届を提出し、田布施町に住民票がある夫婦が対象となります。また、夫婦の年齢が婚姻の日において共に39歳以下であり、夫婦の合計所得金額が400万円以下の世帯が対象となります。補助交付金額は1世帯当たり上限が30万円で、前年度の支給実績は2件でございます。

この制度は町の広報やホームページに掲載するとともに、婚姻届を住民係に提出される際に窓口でチラシをお配りするなど周知に努めているところでございますが、そもそも収入面で結婚が困難なケースが想定された国制度であることから、今後、町独自で上乗せや枠の拡大等も検討しなければならない時期に来たかなというふうに感じております。

2 点目は、たぶせで子育て！出産祝い事業についてですが、子供を出産し育児に取り組む子育て世帯を応援するため、給付対象児1人につき10万円のお祝い金を支給しております。前年度の支給実績は64人でございます。

3 点目は、親元同居・近居住宅取得応援事業及び子育て住まいの事業でございます。

人口の減少を抑制し、定住の促進、子育て世代の支援及び地域の活性化を図ることを目的とし、町内に住宅を取得される子育て世帯等に対し、商品券を最大30万円分交付しております。前年度の交付実績は21件で町の広報やホームページに掲載するなど周知に努めています。

今後、要件の緩和や事業費の増額等について、来年度以降、定住の地として田布施町を選んでいただけるよう補助金交付額の増額などの見直しをしていきたいと現在考えております。また、この事業を通じて商品券による消費喚起や地域経済の活性化にも引き続き取り組んでまいります。

続いて、4 点目でございますが、空き家改修・引っ越し事業についてでございます。

空き家バンク制度は平成20年3月に制定いたしました。周知不足や助成制度もなく登録件数がほとんどなかったため、登録物件を増やすためにも、空き家改修に係る費用の一部、上限30万円の2分の1の補助と不要物撤去に係る費用、上限10万円を平成28年度から助成しております。

まだ引っ越しに係る費用については現在は実施しておりません。

5 点目でございますが、移住就業支援についてでございます。

移住就業の補助につきましては、県の事業ではございますが、東京圏から移住就業された方に、やまぐち移住就業マッチングサイトに登録されている企業に新規で就業された方に対して、世帯で移住された場合には100万円、そのうち18歳未満につきましては、お1人につき30万円の加算が今年度から始まっております。また、単身で移住された場合は60万円を支給する事業で、本町においても、令和4年度の予算に計上いたしているところでございます。

続いて、6 点目は企業立地奨励金についてでございますが、企業立地奨励金は、平成19年度より実施しており、これまで8件を認定いたしております。現在は令和2年度に波野地区に新設されました大和紙器株式会社に対しまして、令和3年度から奨励金を補助させていただいております。

現在、企業誘致できる用地が具体的にはございませんが、今後、適地の掘り起こしを含め頑張っていきたいというふうに考えております。

7 点目は、光ファイバー網整備におけるサテライトオフィス等についてでございます。

国においては、サテライトオフィス等の誘致やテレワーク等の推進などの取組に対して、交付金などが用意されております。また、県でもIT企業やサテライトオフィス等の誘致やテレワークについて強力に推進されており、本町もその枠組みに参加し、県のホームページに町の情報を掲載させていただいております。

本町のサテライトオフィス等の誘致における整備費の助成については、私の今回２期目となります公約として、行政・地域のデジタル化の推進を掲げさせていただいておりますので、民間事業者がサテライトオフィス等の開設をされるに当たり、施設の整備費や通信回線料などを補助する新たな制度を創設していきたいと考えています。

最後に新たな事業実施について検討しているかとお尋ねでございますが、２期目となります公約の一つに、重点事項として、子育てに優しいまちづくりを継続して掲げておりますので、子育て世代の負担軽減や定住施策の強化に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

検討したいと考えておりますのは、先ほどから何回も申し上げましたが、高校生までの医療費の無償化、そして子育て世代の経済的な負担軽減を図ること、そしてまた新生児へのおむつ定期便の事業化でございます。

この事業は、おむつを定期的にお届けすることで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るとともに、育児でお困りの悩みやそういったもの、困り事を直接お聞きする中で具体的な支援につなげていただけるよう、この事業によるつながりやネットワークを構築していきたいと考えております。

しかしながら、人口減少・少子化問題は、これらの子育て施策や移住・定住施策だけでなく、中長期的な視点に立った総合的な横断的なまちづくりの戦略として進めていく必要がございます。

また、短期的には、令和７年度までの計画でございます総合計画や総合戦略を着実に具体・具現化することにより、町を取り巻く諸情勢と課題に議員の皆様と一緒に取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

欲張り過ぎてたくさん質問して恐らく時間が足らなくなるような気がするんですけど、１つずつお尋ねしていきたいと思います。

まず、新婚生活支援事業ということで、町長のほうから答弁で町独自の上乗せを検討するという話を言われておりました。この支給要件が３９歳以下というところが、まず一つの論点というか、なるうかと思ひます。

それから、夫婦の合計所得が４００万円以下ということで、こちらは国が示しているように収入面で結婚が困難なケースということで、この金額を想定しているということで、その上乗せ分といいまひるか、町独自の財源をどう投入してどこまで投入していけるかということだと思ひます。

手元の資料では、令和２年度３９歳以下婚姻届受理件数というのが１６件ございまして、この支援金の支給件数が２件ということで、要件を緩和すれば、この１６件のうち何件かはまた救えるんじゃないかというふうに思ひますが、どのようにお考えというか、どういふ上乗せを検討されているかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 令和２年は１６組で、令和３年度もちよつと調べてみますと３９歳以下の夫婦は１６組でございます。

先ほど町長の答弁にもございまして、これは令和３年度に国が示す制度に沿って創設した事業でございます。来年度から、国の所得要件の基準となっている、今、議員が言われるように夫婦の合計所得が４００万円を超える世帯についても、補助対象となるよう国制度の上乗せの単独分として制度を拡充していきたいというふうに考えております。

ただ、その要件とか増額する額については、改めて協議を進めていきたいというふうに思ひております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） 引き続き検討されて、案ができましたら、御相談というか、また言っていたらというふうに思います。

それでは、続いて出産祝い金事業ということで、前年度実績は６４人、対象児、新生児１人につき１０万円を補助するというので、恐らく２子目、３子目も同じく１０万円を出しているというふうに思っております。ほかの自治体を見ますと、例えば２子目はちょっと多くして、３子目はまた多くしてというふうなところもあると思います。

実際、田布施町として、例えば３子目がもし生まれましたら５０万とか、金額ではないんですけど、そういうふうな考えというのはございませんか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） まず、この事業は町の単独事業として創設したものでございます。議員言われるように、２人目以降、田布施町は同額の１０万円を支給しているところでございますが、議員言われる増額については、現在のところ、私は考えていません。

まずは、単独事業なんで、継続的にしていくことを考えていきたいというふうに思っております。その上で国などの特定財源があれば検討してみたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） ちょっとお聞きすると、例えば今でいくと、令和３年度に例えば第３子が生まれた件数というか、第２子が生まれた件数とか、そういうのは分からないですかね。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、令和３年度の第２子が２４名、第３子が９名、ちなみに第４子が３名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） 第４子が３名とおっしゃいました。例えば、第４子目は５０万円出しますということであれば３名ですから１５０万円で済むと。金額ではないんですけど。

なので、３子、４子と行くに従って、ここは額を増やすというのが、田布施はほかの自治体と違って、田布施だとかいうことをやっているんだというふうな宣伝にもなると思いますので。件数が本当に少ないので実現可能でないかというところで検討していただいたらというふうに思います。

それでは、次です。親元同居・近居取得応援事業、子育て住まいる事業というところでございます。前年度実績は２１件ということで、この事業、結局、要約すると住宅を取得した世帯にというところが重要なところだと思います。

住宅を取得するということは、田布施町に定住の意思がある、引っ越していかない、定住していただけるということでございます。既にいろいろ応援していただいているんですが、さらに増額というか、そういうところで。

これは私の案なんですけど、例えば固定資産を取得されるわけですから、固定資産税が課税されるというところでございます。初年度分でもいいので、固定資産税相当額を商品券に上乗せして、オプションではないんですけど、そういうことをしてはいかかかというふうな提案でございますけど、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） まずは、この事業を契機に、議員言われるように、住宅の取得また転入者が増えて、田布施町に定住していただけることが一番だと思っております。ここ数年、交付件数が減少傾向でもありますんで、来年度、基本額とか加算額の増額を検討していきたいというふうに考えております。

議員のもう一つの御質問の固定資産税の減免という御質問でございますが、地方税法上、可能かどうか分からないんですが、私としては引き続き商品券による助成事業を継続していきたいというふう

に考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） 今、固定資産税の減免ということで、なかなか法的にクリアしなきゃいけないところはいろいろあると思います。なので、固定資産税相当額分を商品券に上乗せしてもらおうと。固定資産は納付していただいて、というような考えでぜひ前向きにお考えいただいたらというふうに思います。

それでは、続きまして、空き家バンク、空き家改修・引っ越し事業ということでございます。空き家バンクというのが充実していれば、移住者にとって田布施を選んでいただける一つの指標といいですか、なると思います。ですので、引き続き、登録件数の確保に向け、また努力していただきたいというふうに思っております。

空き家バンクつながりで、これは私の案で質問させていただきます。

空き店舗バンクというのです。お店とかですね。例を挙げれば、昔でいえば寿の辺りから波野市ぐらいまでかけて商店街がありました。今、店をたたんでおられる所も多々あるかと思います。それから、町内、至るところにも昔商店だった所というのがあろうかと思います。

こういう空き店舗を空き店舗バンクというところで、町のほうでうまく取りまとめていただいて、利用者の方にお貸しするというふうなことができないかということで質問させていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） お答えをさせていただきます。

当然、昔からの商店街が非常に寂れて寂しくなっているというのが現状で、議員のおっしゃるとおりでございます。

今、本町におきましては、空き家バンクがございますが、空き店舗に関するバンクはございません。ただ、県内を見てもみると、空き店舗を活用した支援事業、要は改修事業が市においてはございます。それは、家賃の補助だとか改修費用だとかというのもございます。

そういった中で、そういうところが、空き店舗があれば起業してチャレンジしたいという方がいらっしやれば非常に助かるというふうに考えておりますので、今後、状況も鑑みながら、こういう空き店舗バンクについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） よろしくをお願いします。

聞くとところによると柳井の商工会あたりで空き店舗に関していろいろされているということがありますので、その辺も参考にされながら前向きに取り組んでいただければというふうに思っております。

それから、また視点を変えてお尋ねなんですけど、今、あそこは新川ですかね、移住お試し住宅「おいでえ」というところがあって、この施設は町外の方に田舎暮らしを体験してもらって田布施町のいろんないいところとかを体験してもらおうというような施設であるというふうに思っております。

お試し就業施設、就業、起業といいますか、働くのを体験してもらおうというので、例えば交流館の駐車場スペースというか、広いところに、プレハブで構わないので、そういうテナントの施設を、二、三軒、続き長屋というか、お試し店舗というので造っていただいて、飲食店なり、小売なり、週末とかに、そこでお試しで体験してもらおうというふうなことでできないだろうか。

ちょうど、町の中心部、最も人が集まりやすいところというのがありますし、今のところ、交流館くらいしか店舗がありませんので、その賑わいの一役も買うことができるということもあります。

もう一つ、先ほども町長のどこかの答弁であったんですが、移動販売車、キッチンカーを考えておられるということもありましたので、それはキッチンカーでも十分代用が利くと思いますので、その辺が可能なかどうかということでお伺いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 御提案ありがとうございます。

交流館のスペースについては、非常に困難だというふうに考えております。ただ、先ほど議員の御質問にございましたように、空き店舗のバンクがございますので、そういったものを進めながら、そこを改修して、コアスペースじゃございませんけれども、そういった中でチャレンジショップみたいな形の中で、できたらなというふうに考えております。

それから、キッチンカーでございます。当然、先ほど町長も言いましたけど、県内で見てみますと下関の豊田町の観光協会さんが市の補助金を使ってキッチンカーを導入したと。これを安価に貸し出して出店の支援をしているというのがございます。

当然、そういうのも今後視野に入れながら、交流館なり今後できます麻里府の防災センター、公民館ですか、そういうところで、できればキッチンカーのイベントも含めた形の中で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、サテライトオフィスというところでございます。こちらについても町長の答弁の中で通信料などを補助していくということでありましたので、来年度以降、着々と進んでいくのではないかとこのように思っております。

１点、お伺いなんですけど、これは企画財政のほうになると思うんですが、サテライトオフィスを誘致される場合は、場所というか、建物というのはどういう感じで考えられておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほど町長の答弁でもございましたけど、あくまでも民間が行うサテライトオフィスの整備に係る補助を考えておまして、その場所については、先ほど来、経済課長が言っていますように空き店舗だとか、一つ、そういうところも、有効的な考え方、利用方法だろうなというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） ということで、なかなか、横のつながりということで、空き店舗、空き家というのを活用できるということで、場所の確保というのが事業の定着にとっても必要だと思われるので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それから、最後、企業立地奨励金です。答弁にもありましたけど、企業の誘致に適した土地がないということでございます。

町長の答弁の中でありました、町としては人を誘致するというようなことを言われたと思うんですが、私も同感でして、田布施町をベッドタウン化すると。企業誘致は、言い方は悪いですが、柳井市とか光市とかその辺に任せて、そこで働く人は田布施町に住んでもらうということで、そこが人口増加につながる一つの手なのかなというふうに思います。

それで、住んでもらうには、土地、宅地を整備しなきゃいけないので、例えば民間に宅地を造成してもらって補助金制度というか、そういうのができないかということをお伺いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） これまでも田布施町は高度成長期はベッドタウンとしても発展してきたという側面はあると思っております。

先ほど議員も言われるように、町長も言いましたが、現在、企業立地に適した適地がないということで、さらにベッドタウン化を目指していくということは、まちづくりの一つの方策として有効的なものだろうというふうに思っております。それもそれぞれの地域で宅地開発が進んでそれぞれの地域が活性化することが一番望ましいと思っています。

その上で、議員御提案の宅地開発をする民間事業者への補助制度については、まずは財政的な負担を考慮しないといけないと思いますが、補助金の制度化に向けて私は前向きに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） 前向きな答弁を頂きましてありがとうございます。ぜひ、いい制度になるよう検討していただきたいというふうに思っております。新規事業ということで、高校生までの医療費の無償化、それからおむつ定期便ということで掲げていただいております。大変いいことだと思います。

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思いまして１問目を終わらせていただきます。

それでは、２問目の質問に行きます。河川公園の有効活用についてということでございます。

河川公園については、５月から毎月第４日曜日にクリーンアップデーと称しボランティアを中心に環境美化作業が実施されており、景観が美しく保たれています。

交流館下の河川敷には人工の小川がありますが、水の流れはなく、枯渇している状態のときもあれば、降雨後、強制的に小川内に送水したときは、水が溜まっているときもあります。クリーンアップデーの作業の中には小川の清掃も含まれており、デッキブラシ等を使用し蓄積された汚泥等をかき出している状況で悪臭もあります。

そこで、小川に恒常的に水がある状態を確保し、川の流れをつくることができないか、質問します。川の流れができれば田布施川と同様に自然の循環ができ、自然の循環の下には生物・植物が生息可能となり、生態系が形成されます。

また、８月に開催予定で１１月に延期された夏のイベントについても、次年度以降も継続するのであれば、生物の観察、夕涼みの場所として集客の一つの手段になるのではと考えております。

これにより毎月の美化作業での汚泥の除去作業も軽減され、悪臭の防止にもなり、河川公園を散歩される人や子供たちへの癒しの効果、イベントへの集客の手段としての効果が期待されますが、町長の見解を問います。よろしくお願ひします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

河川公園にあります人口の小川は、本来、川のせせらぎを目的に整備されたものでありますが、現状は田布施川のほうが高いという状況でございます。構造上、川から直接水を引き込めないという状況でございます。そのため、小川の洗浄を目的に、昼間に１時間ごとに計６時間程度、井戸から水を汲み上げて流しているという状況でございます。

この井戸のセンサーは制御されておりますが、連続で水を汲み上げますと水位が落ちてポンプが止まると。その都度、手動でスイッチを入れるという、なかなか仕組み的に厄介な現状でございます。

この状況ですので、現在の電気代が毎月１万円程度かかっておりますので、これをもっと続けると、電気代はかなりかかりますが、水位そのものが井戸にないということがございますので、なかなか困っているという状況でございます。

そして、傾斜がないわけですので、水を流しても、汚泥まで一緒に流れるかということ、かなりの急傾斜でないと水だけ通って下は泥がそのままという。私の田んぼも、ほとんど傾斜がありませんので、水位は上がりますが泥は流れないということがございますので、溜枳を何か所か作るとか、その辺は工夫して、議員おっしゃいますようにきれいな詩情公園の一環として整備するように、いろいろ皆さん方からも御提案いただいて何とか改善していきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

町長が言われましたとおり、景観を美しく保つというか、そういうところで見るとあそこは水が流れて環境を美しくするというようなことが大事なのではないかというふうに思ひます。

問題点もいろいろ言われておりました。ポンプからポンプアップして水を流すと。井戸から取っているんで、水位が下がって２４時間稼働できないということで、水を汲み上げるということだけで質

間させていただくんですけど、例えば井戸から取らないで田布施川から取ると。

24時間流すということになれば、1つのポンプじゃ物足りないというか、一応、1号・2号ポンプで交互に回すというようなことで24時間する。そうすればまた電気代もかかるということで、あまりいいあれにはならないというふうに思います。

もう一つ、私も現地は確認してないんですけど、長田、神行商会の後ろの辺に用水路があると思うんですけど、私、西小学校に通っていきまして、通学路の間にそういう用水路がずっと流れていて葉っぱとかを流して遊んでいたんですけど、それは恐らく役場の下の辺を暗渠で田布施川のほうへ流れているというふうに多分思います。その水を、もしかして引き込めないのかというようなことで質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今、御指摘の長田方面から出てくる水路の件でございますが、現地確認をしました。先週、現地に行きました。そうすると、天気もよかったせいもございますが、出口から水が全然出てきておりません。天気がいいせいか雨水がないので、ほとんど流れてきていない状況でございます。

加えて、水路の出口の高さは、先ほど町長のほうから答弁がございました、例の水路のほうは水位が高い位置にございますので、これも仮に出てきたとしても、ポンプアップしないと取水が困難な状況でございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） この場では、やるやらないというのは難しいなというふうに質問して改めて感じました。本来はそこの景観を美しく保つために造られたものですので、これはどうにかして使っていく方向で考えていただきたいというふうに思います。

無用の長物というか、この間もニュースで群馬県の県庁の前にモニュメントがあって、ずっと20年も使われないまま撤去すると。撤去費が何千万円かかるとかそういうこともありますので、きれいに保つために、きれいにするために造られたものは使っていくと。町民の憩いの癒しの場にしていくということで、引き続きどうやったらできるかということでまた考えていただいたらというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 以上で内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。

午前11時33分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、一般質問を続けます。

高月義夫議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） それでは、通告に基づきまして、3問、質問させていただきます。一問一答でお願いいたします。答弁者は、全て、東町長、よろしく願いいたします。

田布施町第6次総合計画基本目標に、健康で健やかなまちづくり、1、地域共生社会の実現の施策、共に生き支え合うまちづくりの推進に「地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、地域をともに創っていく『地域共生社会』を目指して、複合的課題などへの包括的な支援や分野をまたがる総合的サービスの提供が可能となるように取り組むとともに、参画できる人材の育成支援に努める」とあります。住民参画は住民自治において重要なことであります。

そこで尋ねます。１、「『地域共生社会』とは制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し」とあります。「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて」とは具体的にどのようなことでしょうか。

２、「地域住民や地域の多様な主体が参画」とあります。想定している手段・方法は何がありますか。

３、「分野にまたがる複合的な課題などへの総合的サービスの提供が可能となるよう取り組む具体的な施策」とは何でしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

１点目でございますが、田布施町第６次総合計画に掲げる地域共生社会の概念の中で「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて」ということかというお尋ねでございます。

まず、制度・分野で申し上げますと、福祉制度や介護保険制度、子育て支援制度などの制度や分野を超え、例えば高齢者見守りネットワークなどにおいても、高齢者の異変だけでなく、障害者や子供たちなどの異変等に気がついた場合に連絡を頂けるよう、関係団体と連携し迅速に対応できる体制の整備を図ること、また「『支え手』『受け手』という関係を超えて」ということでございますが、一般的には受け手となります高齢者同士におかれましても、お互いに支え合えるような関係性を築いていただけるような呼びかけなどであると考えております。

２点目の「地域住民や地域の多様な主体が参画」の想定している手段・方法についてでございます。

これは、地域の団体や社会福祉協議会、町内の社会福祉法人、そしてこれまで保健福祉とは異分野と思われてきた企業、農業、教育機関などとの連携を想定いたしております。

このような団体との連携により、具体的には、認知症の方やその家族の方の交流の場であるオレンジカフェ、麻里府地域や城南地域で開催されております生活支援体制整備事業、社会福祉協議会が立ち上げられたいきいきサロン、困ったときの助け合いである、あいサービス事業、また最近発足いたしましたものとしては子ども食堂など、一例ではございますが、様々な取組が実践されております。

本町といたしましては、これらの連携主体や取組をさらに広げてまいりたいと考えています。

３点目の、包括的支援や総合的サービスの提供が可能となるような具体的な施策につきましては、改正社会福祉法において、重層的支援体制整備事業の中で、包括的相談支援事業や多機関協働事業など、様々なメニューが定められております。

本町におきましては、保健や福祉の各分野において各種相談を受け止めたとき、担当以外の制度の活用が必要と判断した場合、その制度の担当者も交えて、情報の共有や適切な支援の方策を検討する場を設けており、当面はこのような個別支援会議を重ねることにより、相談者が制度の隙間に陥ることがないように努めてまいりたいと考えております。

その上で、このような取組を続けていく中で運用面や財政面での必要が生じた場合、制度の活用も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました。いろんな事業が積み重なっての支援というふうに思っております。

例えば、子供の支援なんですけれども、子供の支援だけを取ってみても、健康保健センター、田布施町母子保健推進協議会、就学時前相談会、田布施町要保護児童対策地域協議会、５歳児相談会、ゆうなんこども家庭総合支援拠点ポコ・ア・ポコ、子育て支援センター「おんとも」、子育て世代包括支援センター２５２５たぶせ、ファミリー・サポートセンター、民生委員・児童委員、家庭教育支援

チームたのじ、学校運営協議会、児童館など、様々な、行政機関といいますか、いろんな支援というのがあるわけであります。これはたくさん子供だけに関してもいろんな課が絡んできているような状況でございまして、利用する側からすると非常に分かりにくいところがあります。

今、町長の御説明の中で、どの課に行っても多分共有が図られるというように感じたわけですが、そもそも、そういった、ここの総合窓口みたいなところがあって、そういうふうに割り振っていただくと、非常に利用者からすると分かりやすいのではないかなと。縦割りをともかくのけて、横串を入れるといいますか、そういうふうなことができるかなというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今、高月議員がおっしゃいましたように、窓口の一本化、統合化ということの再質問だというふうに認識しております。

事実、児童福祉法のほうも今度改正になりまして、今おっしゃったこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、これを統括して統合していくような動きの法改正もあります。

現実としては、今おっしゃいましたように、こども家庭総合支援拠点は田布施町・平生町で共同で設置しておりますし、子育て世代包括支援センターは、以前、町単独で開設しているという経緯もございます。

ただ、施設として全部一つにしないということではない。そういう縛りではありませんので、制度的にそういったものを1つで運用していけるのかどうなのかということについては、まだ検討の余地があるのではないかと考えております。

そのほか、制度とか、今おっしゃった中でもたくさんありますけれども、それをどっか1つにということについては非常に、また一つ議論を重ねていかないといけないのかなと。

要は、ここが窓口なんですよということ、その裏返しとすると、ほかの所への今までのつながり、子育て世帯の保護者の方と、その施設なりそういった窓口とのつながりもありますので、どういった形で統合していくのか、どういった形でそれぞれの機能を維持していくのかということを全部総合的に考えた上であるべき姿がどうなのかということを考えてまいりたいと思います。

今は、それぞれのところどころで受け止めた相談をすぐ横につないでいく、それぞれの機能が得意とする所を持ち寄って、それぞれの制度の資源を持ち寄って適切に対応していくということで対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

こども家庭庁というのが国でもできて子供には一本でというような方向に多分なるんだろうなと。これから見ていかないと分からない所はたくさんあるんですけども、そういった方向性を国が打ち出してきて自治体もそのような方向になっていくのかなというふうな。

ただ、今あるそういう施設というのは変えようがないわけですし、利便性というか、案内上、見やすく利用者が利用できるような、気軽に利用できるような体制というのを取っていただけたらというふうに感じております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、2問目に移らせていただきます。

今日、台風11号の接近で、昨日、公民館では自主避難所の開設がなされました。幸い、北寄りの進路を通ったため、強い台風ながら大きな被害には至らなかったのではないかなということを感じております。ほんと胸をなで下ろしているところであります。

防災の観点から総合計画を掘り進めたいと思います。第6次総合計画の基本目標3、いのちと生活を守るまちづくり、その2、防災・減災施策の強化の主な施策、避難対策の推進に「地域で、障がいのある人や高齢者など災害弱者の状況把握に努め、田布施町社会福祉協議会が整備を進める住民支え合いマップに災害時要配慮者情報を反映させ、地域でお互いを支えていく『新たな支え合い』の意識

づけを進める」とあります。

個人情報、田布施町個人情報保護条例にその使用目的について、本人同意もしくは法令等に定めがある場合等、厳しい条件をつけ保護されております。平常時、独身の高齢者や高齢のみの世帯、障害者や要介護者など見守りや支え合いが必要な方がどこに住んでいるのか把握することが緊急時には重要ではないかと思えます。

そこで質問いたします。

1、避難行動要支援者に該当する条件及びその条件に該当する総人数は。

2、避難行動要支援者の現在の登録人数は。

3、避難行動要支援者の個別避難計画の策定、現在の状況は。

4、住民支え合いマップに災害時要配慮者情報を反映させ、地域でお互いを支えていく場合、個人情報保護の観点から開示における問題がありますか。

以上、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目でございますが、避難行動要支援者の条件及び総人数ですが、まず、対象者は、65歳以上の一人暮らしの高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の方、そして身体障害者のうち身体障害者手帳が1級または2級の方、次に知的障害者のうち療養手帳がAの方、そのほか、要介護度が3以上の方や精神障害保健福祉手帳1級の方などになります。

人数につきましては、今後、名簿を整備する中で実数が出るものと考えておりますが、現在のところ、今、申し上げましたそれぞれの条件に該当する方を単純に足し合わせますと、重複は当然いたしますが、約1,600人というふうに把握いたしております。

2点目及び3点目につきましては、避難行動要支援者として現在42名の方が登録されておりますが、個別避難計画の策定までに至っている方は19人に留まっております。これは全国的なもので、実効性そのものが大きな課題となっている状況でございます。

次に4点目の「住民支え合いマップに災害時要配慮支援者情報を反映させ、地域で支えていく場合、個人情報の保護の観点から開示における問題は」についてでございますが、住民支え合いマップは町社会福祉協議会の取組で、一人暮らしの高齢者や介護保険を利用されている高齢者、また、障害者などの要支援者だけでなく、ひきこもっている方、親が忙しくて留守の多い家庭のお子さんなど、気になる人全員を取り上げ、マップに示しておりますが、個人情報保護の観点から自治会内で公表について合意形成ができておりませんので、現在は公表されていません。

一方、本町では、災害時に何らかの障害などにより避難に支援を必要とされる方に避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけ、高齢者等避難等の避難情報の伝達や避難支援を行っております。

このような中、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿に掲載された方の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため当該避難行動要支援者ごとに避難支援実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の策定が市町村の義務努力となったわけでございます。

また、災害対策基本法には、名簿情報や個別避難計画の利用や提供、そして秘密保持義務などが規定されております。この個別避難計画を策定していく前提に個人情報の取扱いや名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め個別避難計画の作成・活用方針等を整理する必要がある、そのうち重要事項は地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討することとなります。

現時点では、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意なしで名簿情報を福祉事業者、民生・児童委員や自主防災組織等の関係者に提供することとなります。

この災害というのが何を想定するのか、東日本大震災のようなどうなったか分からんようなときは、本人確認もくそもありませんので、そういったことになるのか、災害のレベルが違いますので、その

辺は、本人に同意を求める場合、非常にケース・バイ・ケースで御説明する必要がございますので、難しいし、大切にしていかにゃいけんかなというふうに思います。

平常時から地域の要支援者の見守り活動を行い、いざというときに声のかけやすい関係づくりを行うために、本人の同意を得て最低限の情報を関係機関と情報共有できるようにするため、来年度に関係機関との協議を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今、御答弁いただきました。避難行動要支援者、該当者が約１，６００人という人数ということで、途方もない人数だなというのを感じました。そのうち避難行動要支援者として、現在４２名の方が登録されている。パーセントからいうと本当に少ないなということでもあります。いざ、町長がおっしゃったとおり大きな災害が起きたときにどうなるかなというのが大変危惧されるわけでございます。

そうした中で、登録のお願いをする仕方というのもいろいろあるんだろうなというふうに思うわけでございます。介護認定とかそういうふうなものを受けたときに説明されるのか、そういった状況は分かりませんが、今、個別避難計画を策定する場合、個別に同意をもらうためには避難行動要支援者に対して以下の事項の説明を義務づけられているということでもあります。

災害基本法では、第４９条の１４、市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画、これは個別避難計画といいますけれども、を作成するように努めなければならない。その２項に市町村長は当該同意に係る避難行動要支援者に対し、個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならないとあります。

その説明しなければならない内容は、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関し、市町村長が必要と認める事項を説明しなければならないというふうに法律で規定されております。

田布施町地域防災計画では「支援を希望する人から氏名・生年月日など必要な情報を収集し、その情報を地域支援団体等に提供することへの同意を確認し、名簿に登録する」とあります。

法令で定めたこの事項というものが担当課から説明されているかどうかということをもまず一つお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 先ほど４２名のうちの１９名というお話もございました。実際に受ける中で、どこに避難をされますかというところであるとか誰が避難を助けますかというところであるとか、例えばどういった留意事項があるか、服薬している薬はないかとか、そういったところを、御本人なり、支援というか、大体、こちらの所管、私どもの課では民生委員さんをキーにして聞き取っていただいた内容を書いていただいて、その中で確認しているというところで。最低限、そこは押さえとかなないと個別避難計画になりませんので。

私どもでいいますと、障害福祉のカテゴリーの中でそういった案内をするケースもあろうかと思いますが、どちらかというと、これは結構難しいところがありまして、障害者手帳の何級だからオートマチックにあなたはそういった計画が必要ですねというのは、なかなか案内しづらいところもあります。級が高いからといって必ず避難計画が必要かという、なかなかそこはオートマチックに結びついていかないところもあります。

そういった中では民生委員さんに御負担をおかけしている状況もあるんですが、地域の中で、この方は困っておられるんじゃないのかなというところにつないでいただくというのが現実でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） ありがとうございます。なかなか本当に個々に違う状況というも

のがあるかと思います。その実情に合わせて御対応いただいているということ、大変ありがたく思っております。

それでは、先ほど南議員からの質問もありましたけれども、災害対策基本法では個別避難計画は2026年4月を目途にというふうになっております。ぜひとも、まだまだ人数は大変少ない状況でありますけれども、できるだけ多くの方に御理解いただいて、名簿に登録していただくということが大事なんだろうなというふうに思っております。その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に避難支援等関係者についてお聞きします。

災害対策基本法第49条の11「市町村長は、避難支援の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」。

そして、この次の2項ですけれども、「市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿を提供するものとする」というふうに規定されております。

つまり、防災計画に定めるところにより、名簿情報を提供できると災害対策基本法にあります。この場合、麻里府や城南地域にある支え合い組織には情報提供というものは可能でありましようか。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 先ほどの南議員の質問のときにもお答えしましたけれども、災害対策基本法上は、実際に災害が起きた状態、まさに起きようとしている、人命に関わる、そういう状況であれば外部提供できるんですけれども、平時の準備がとても大事だと思うんですけれども、その辺りについてはいろいろ条例等の整備は検討していかないといけないかなというふうには考えています。現状はそういう状況でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。現状は厳しいかなというふうなお答えでございました。

いずれにしても、まだ、支え合い組織というものは、具体的な内容といいますか、きちっとしたシステムというものができていないんだというふうに私自身も感じております。

これからそういったことも含めた整備というものを整えていく必要があろうかというふうに、実際、城南の支え合いのほうに入って活動しておりますけれども、そのように感じております。ぜひ、そういう整備というものは進めていただきたいというふうに思います。

最初の町長の御答弁の中で条例の整備ということも出てまいりました。災害時要配慮者、第6次総合計画では避難行動の要支援者ではなくて災害時要配慮者ということになっております。

災害時要配慮者となると1,600人からさらに枠が大きくなって、かなりの人数、乳幼児から、そして妊産婦さんも入るんじゃないかというふうに思いますけれども、そのほか日本語が十分理解できない外国の方も含まれてくるような大きな範囲になってくるだろうというふうに思うわけでありまう。そういった方、災害弱者に全て同意を頂くというのは大変難しい問題だなというのを感じております。

南議員の質問の中の答弁の中で、クラウドシステムを利用してというお話がございました。名簿上は、そういうシステムを利用すれば、条件さえ入力すれば出てくるんだと思うんですけれども、同意を得る手段というものの、そういったことをまた考えていかなければいけないというふうに思います。

そういったことの同意を得るため、災害時要配慮者というものも同意が必要になってこようと思いますが、その同意を得るための方法というか、今お考えのものがありませんでしたらお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） まず、平時からの準備ということです。先ほどから申し上げております

けれども、平時の準備をしやすくするために、今回は災害対策基本法に沿った個人情報の取扱いの関係になるんですけれども、それと別に、私ども、一般法的なというか、個人情報保護条例というものがございます。

新しい対策基本法に沿った条例をつくる時に、ここの整合を取るために、個人情報保護条例の所要の条文改正をするのか、あるいは今の個人情報保護条例の中でやろうとすると個人情報保護審査会に公益性というものを認めてもらって新しい条例を運用していくのかとか、その辺のことを考える中で幅広い方々の個人情報を平時にどうやって保護するかということを考えたときに、そういう外部団体の方々と何かしら協定を結んで、その方々に個人情報の保護の遵守を求めるとか、先進事例等はいろいろあると思いますので、なかなか難しいところはあると思いますけど、研究していきたいと思っています。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 補足させていただきますと、議員さんが言われるのは、どのような形で同意を得られない方を増やしていくかというのも一つだろうと思うんですけれども、防災組織とか民生委員さんとか、先ほど言いました支え合いの方々を含めて、行政と一体となってそういう方の協力を得て理解を求めていかないと、なかなか難しいと思いますので、できるだけ多くの同意を得たいと思いますので、クラウドを来年度から稼働しますので、それに伴っていろんな名簿登載が始まりますので、その時期にいろんな形の協力を得て同意を取ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひとも整備していただいて、できるだけ多くの方に同意を頂き、共に助け合えるようになったらいいなというふうに感じております。

今回の質問は、第6次総合計画、そして地域防災計画に関連した質問です。そのほかにも、第2次田布施町地域福祉計画、これは、2018年度から2023年度、つまり来年で終了の計画ですけれども、この計画の中にも「行政として相談体制の整備や情報提供に関して、啓発活動や組織体制の見直しなどにより、さらに充実した体制整備をおこなっていく必要があり、災害時における要支援者の情報共有についても、町が作成している『避難行動要支援者名簿』への登録の促進、町社会福祉協議会で作成している『住民支え合いマップ』の有効活用など今後検討する課題も見つかりました」というふうに書かれております。4年前にこのように書かれてスタートした計画です。

そこで大変危惧しているのが計画が計画のまま終わるのではないかなということであります。特に人命に関わる大事な計画であります。第6次総合計画は昨年3月議会によって議決を得てスタートした計画であります。実効が伴わなければ、町民にとっても町にとっても、大きな空白というか、損失になろうかというふうに思うわけであります。

計画をしっかり立てて行動に移していく。議会は計画が遂行されているかを見守り、監視する役目があると私自身は感じております。ぜひともあと3年余りとなった総合計画を強力に推し進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する町独自地域支援対策として、田布施町地域応援商品券、田布施町子育て応援商品券の2つの事業で商品券を発行しています。新型コロナウイルス感染症の影響による家計への生活応援及び地元消費の低迷状態の回復を支援、同じく負担が大きくなっている子育て世帯の生活を支援する目的で始めました。

田布施町地域応援商品券事業は5,307万6,000円、子育て応援商品券事業は2,472万2,000円の予算であります。

地域応援にはコロナ禍にあえぐ町民や小売店及び飲食店の下支えという大きな意味合いがあります。この事業の決算に際し、費用対効果の検証をすべきと思います。この事業の手段や目的の理論的なつながりを明確にし、このつながりの裏づけによるエビデンス、根拠を求め、事業の検証のため尋ねま

す。

1、各事業の町民へ発行した商品券の額面の発行総額と商品券の印刷費及び事業に係る事務経費（人件費を含む）の各合計は。

2、事業で実際に使用された商品券の額は幾らですか。

3、大手チェーン店以外の地元小売店・飲食店で使われた割合は幾らでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の「発行した各商品券の額面、その発行総額、そして商品券の印刷費及び事務経費等の合計は」ということでございます。

まず、地域応援商品券でございますが、商品券の発行額は1人当たり3,000円で1万4,834人に発行いたしました。

事業総額は4,980万6,421円で、事業に係る事務経費は、時間外勤務手当10万3,415円、用紙代3万7,136円、封筒印刷13万9,040円、簡易書留料金234万2,765円、システム改修委託料27万8,850円、商工会への委託料4,690万5,215円です。

この委託料の内訳でございますが、商品券の額面となります金額が4,315万5,000円でございます。

その他、商品券印刷代が134万7,500円、金融機関換金手数料が3.3%の142万4,115円、その他事務経費が97万8,600円となっております。よって、総事業費から商品券の使用額を引きました665万1,421円が経費となります。

次に子育て応援商品券事業についてでございますが、商品券の総額は1人当たり1万円で18歳までの子供2,002人に発行いたしました。

総事業費は2,352万3,323円で、事業に係る事務経費は、用紙代6,963円、封筒印刷5万4,516円、簡易書留料金40万7,090円、システム改修委託料27万8,850円、商工会への委託料2,277万5,904円です。

この委託料の内訳は、商品券の額面金額が1,987万7,000円で、商品券印刷代が118万2,500円、金融機関換金手数料が3.3%の65万5,941円、その他事務経費が106万463円となっております。総事業費から商品券使用額を引きました364万6,323円が経費となります。

2点目の「事業で実際に使用された商品券の額は」でございますが、まず地域応援商品券事業ですが、発行総額4,450万2,000円のうち使用額は96.9%の4,315万5,000円でございます。

次に子育て応援商品券事業ですが、発行総額2,002万円のうち使用額は99.3%の1,987万7,000円でございます。

3点目の「大手チェーン店以外の地元小売・飲食店で使われた割合は」でございますが、商品券取扱店舗は80店舗あり、そのうち、大手チェーンが5店舗、地元中小飲食店等が75店舗でございます。飲食券の使用割合ですが、2つの事業を合わせて、大手チェーン店が76%、地元小売・飲食店等が24%という結果となっております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今、結果を聞いて、大手チェーン店以外の小売店・飲食店で使われた額の割合というのは、大手5店舗で76%の金額を使われているということが分かりました。町内業者、特に町内に基盤を置く

小売店・飲食店の皆さんは、ぜひとも町民の皆さんに利用していただきたいなということを思っております。もっと効果的な方法というものを考えなきゃいけないのかなと。

例えば、岩国市では、今、そういう、全国、岩国に拠点を置かないお店と地元のお店ということで商品券を分けていらっしゃいます。その割合はまた別ですけども、3,000円は地元、2,000円は大手で使えるものというふうな分け方というのも一つの案ではなかろうかと思います。

大変いい事業でありまして、ぜひともこの事業を有効に町民の皆さんに使っていただけるようなものにしていただきたいというふうに念願しております。

ちょうどお時間となりました。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。休憩時間が多少短くなりまして申し訳ありませんでした。再開は午後の1時30分とします。

午後0時14分休憩

.....

午後1時31分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、休憩前に引き続き一般質問を続けます。
國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質問は全部で大きくは3問で、答弁者は町長と教育長にお願いします。質問形式は、最初は一括質問・一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

では、質問1に入ります。「福祉活動の拡充・強化を」について質問します。答弁者は東町長をお願いします。

田布施町と田布施町社会福祉協議会で策定した第2次田布施町地域福祉計画が2018年3月に策定されて5年目に入ります。新型コロナ感染症等により、人との接触が困難な状況となり、それに伴い、まちづくりは遅々として進まず、頓挫している感がしています。

このような状況の中で、地域の人たちの住み慣れた地域で誰もが安心して豊かに暮らし続けることができるまちづくりへの取組はどうか。この計画書の進捗状況と今後の機能強化についてお尋ねします。

1つ、第2次田布施町地域福祉計画は来年度で完了するようになっていますが、現時点で取組活動の成果と課題は。

2、コロナ禍で、2年余りの福祉活動の停滞により、今後の事業展開には、現状を踏まえた取組の活動の大幅な変更が必要とはなりませんか。

3、今回、事務所を図書館の隣に移転しましたが、それに見合う組織の体制整備や事業規模の拡大を担う組織づくりが求められます。計画には「組織の機能強化を行います」とありますが、その部分の達成状況はいかがでしょうか。

4、社会福祉法人として財政的に自立するため、町としての考え方と将来ビジョンはいかがでしょうか。

次に質問2に入ります。「障がい者に行き届いた教育を」について質問します。答弁者は鳥枝教育長をお願いします。

ある調査機関によりますと、全国の小中学校で特別支援学級や通級指導教室を担当している教員のうち、特別支援学校教諭免許状を保有している割合は昨年度40%であることが分かりました。

特別支援学校の教員免許保有率は約85%で、年々、増加をし続けているといえます。保有が義務ではないことが背景にあるようですが、それにしても保有率はまだ格段に低いように感じます。

今、特別支援教育を必要とする子供たちの数が増加の一途をたどり、適切な指導や支援の重要性が

ますます高まっていることから、これまでの免許状だけでなく、今までとは違った発達障害に対応する新たな免許状を求める声もあります。

1つ、特別支援学級や通級指導教室を担当している町の職員の現在の免許状保有率についてどう考え、今後、未保有者への専門性確保の取組はいかがなされますでしょうか。

2、通常学級で通級による指導を受けていない特別の支援を必要とする子供がいる学級担任の専門性の向上をどう図りますか。

3、特別支援学級や通級による指導に対応した免許状や発達障害の免許状の新たな創設について、保護者や現場の教員の声を聴取し進言できませんか。

次に質問3に入ります。「特殊詐欺の未然防止を」について質問します。答弁者は東町長と鳥枝教育長にお願いします。

警察庁のまとめによりますと、高齢者が被害者の大半を占める特殊詐欺が、2021年の認知件数が4年ぶりに増加しています。年々、手口も巧妙となり、いわゆる還付金詐欺の件数が急増していると言われます。

こうした特殊詐欺の恐ろしいところは、お金を取られるだけでなく、その後の家族との関係や生活面・精神面にも影響すると言われ、いろんな事例が出ています。

こうした、電話で対面することなく持ちかける特殊詐欺については、電話機に取り付ける自動録音装置が効果を上げているといい、自治体で高齢者世帯に無料で貸し出したり、無償で提供しているところもあるといいます。

1、本町での特殊詐欺未然防止のための取組はいかがですか。また、この3年間の被害者数と被害額を把握していますか。あれば公表をお願いします。

2、いきいきサロンや生きがい教室に集う高齢者を対象に健康寿命の延伸の講習会と特殊詐欺未然防止の講演会を必ず開くように地区に要請できませんか。

3、電話で持ちかける特殊詐欺には、通話録音装置が効果を上げているとも言います。柳井広域の期間限定の無料貸付けより安価な装置を本町でも無償配付できませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、まず1点目の「福祉活動の充実強化を」についてお答えいたします。

1点目の地域福祉計画における取組活動の成果と課題でございます。

この地域福祉計画は、「誰もがしあわせを実現できる町づくり」を基本理念に、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間として、行政や社会福祉協議会、住民の役割を明確にし、それぞれの取組を進めてきたものでございます。

この間、ふれあいいきいきサロンや生活支援体制整備事業の実施など、地域の支え合いを進めるとともに、子育て世代包括支援センターの整備や子ども食堂の開設など、子育て支援体制の整備も構築してまいりました。総括的には、おおむね成果を上げられていると考えております。

一方で、これからの地域社会を持続していく上で新たな課題となる地域共生社会の実現や町民の役割についてどのように周知していくか、また、行政側の相談窓口の一本化など、取り組むべき課題も山積しております。少子高齢化が進む現状を踏まえて、次期地域福祉計画においては、これらの課題の整理と取組を定めてまいりたいと考えております。

2点目は、地域福祉計画に掲げる活動の現状を踏まえた見直しについてでございます。

この2年余り、新型コロナウイルス対策のため、交流や人と人との触れ合いが著しく制約を受けてまいりました。感染すると深刻な事態となるおそれが高い高齢者であれば、一層慎重な対応を求められることもあり、地域のつながりという点で大きな痛手を受けたのではないかと感じております。

当面は、コロナ禍により規模の縮小や参加制限を余儀なくされていた活動等を徐々に本来の姿に戻していくことが大切であろうと考えております。その上で、1点目の御質問で答えました新たな課題

についても取り組んでいく必要があると考えております。

3点目の社会福祉協議会についてでございます。

先ほど述べたとおり、この2年余り、新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティ活動や人と人との交流が著しく制限されてきた経緯がございます。

このような中でも、社会福祉協議会においては、会員の加入促進、県社協が実施する研修会への参加、広報誌の発行、ホームページ更新、社協キャラクターの制定などによる情報発信などにも努めるとともに、社会福祉士の採用も積極的に進められております。

また、理事会等でも積極的な提案がなされており、事務所移転を契機とした新たな取組に期待しております。

4点目は、社会福祉法人としての財政的な自立についてのお尋ねでございます。

現在、町から社会福祉協議会へは、人件費として補助金を支出しております。これは、主に、高齢福祉やボランティア育成、家庭福祉分野など社会福祉協議会が独自に実施している事業に要するものであり、単に運営経費として補助しているというものではありません。

町からの補助金のほか、会費や受託事業の収益、共同募金の分配金収入、寄附金収入などもあり、自立されておると考えております。

1点目は以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 2番目の質問の「障がい者に行き届いた教育を」にお答えをいたします。

まず、1点目の免許保有率につきましては、本年度、町内の小中学校の特別支援学級及び通級指導を担当している教員のうち、特別支援学校教諭免許等を所有している者の割合は、小学校では27.3%、中学校では25.0%でありまして、お示しのありました全国の調査結果と比較すると、低い割合となっておりますが、現在、町内のどの学校にも3名から4名の特別支援学校教諭免許の所有者がおり、この教員が特別支援学級や通級による指導を担当するかどうかにより、担当者の保有率は年度により大きく異なりますし、年度前の人事異動等によりましても変わってまいります。

特別支援学校教諭免許の取得に関しましては、教員の特別支援教育の専門性の向上につながることから、特別支援学級や通級指導を担当するかどうかにかかわらず、より多くの教員が免許法認定講習等により免許を取得することが望ましいと考えておりまして、県教育委員会とも連携しながら取得について奨励してまいりたいと思います。

こうした免許の保有状況も踏まえ、各学校におきましては、管理職や特別支援教育校内コーディネーター、担当する教員が協働して、個別の教育支援計画や指導計画の作成、指導体制の整備について協議したり個別のケース会議や事例検討会を開いたりするなど、障害のある児童生徒の理解と支援の在り方等について理解を深めるとともに、校内研修の充実に力を入れております。

また、県や町教育委員会、教育支援センターが実施する様々な校外研修にも教員が積極的に参加し、指導力や専門性の向上に努めているところです。

2点目の、通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒につきましては、どの学校・学級にも在籍していることから、全ての児童生徒一人一人を大切にする教育を学校における全ての教育活動の中で展開し、人権が尊重された学校づくり・学級づくりを積極的に推進していくことが重要となります。

そして、ASD（自閉スペクトラム症）、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障害の特性や特徴を十分に理解するとともに、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズを把握し、適切な支援や相談を行うことが必要となります。

また、発達障害のある児童生徒の中には、学習面でのつまずきや対人関係がうまく取れないなど、自分に自信が持てない、周囲から受け入れられない等により、いじめの対象となったり、不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合があるとの指摘がされています。

したがいまして、特別支援教育は、従前の特殊教育のように担当する教員が専門的に進めるものではなく、障害のあるなしにかかわらず全ての教員が特別支援教育の理念を踏まえ、発達障害等について正しく理解し、適切な支援に努めることができるよう学校全体で特別支援教育を進めることにより、いじめや不登校を未然に防止する効果も期待されております。

なお、学級担任の専門性の向上に向けましては、学校内外で行われる研修への参加のほかに、総合支援学校等には専門性の高い教員が地域コーディネーターとして配置されており、必要に応じて学校が派遣を要請し、児童生徒の学習や活動する場面を参観してもらったり、障害の特性や教育支援計画の作成、あるいは保護者や医療・福祉関係との連携の在り方等について相談したり助言をしてもらったりしているところです。

3点目の、特別支援学級や通級による指導の対象となる発達障害を専門とする免許状等の新たな創設につきましては、町教委として意見を述べる立場にはありませんが、特別支援学級や通常の学級においても発達障害など困難を抱える児童生徒が在籍しており、インクルーシブ教育の理念を実現していく上からも、全ての教員が発達障害について一層理解を深め、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して適切な支援をすることができるよう専門性を高めていく必要があります、町教委といたしましては、今後も研修機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 続きまして、3番目の特殊詐欺の未然防止について、私と教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の本町での特殊詐欺未然防止のための取組とここ3年間の被害者数と被害額についてでございます。

本町での特殊詐欺未然防止のための取組といたしまして、田布施町消費者問題協議会の消費者だよりが年3回発行され、回覧やホームページにも掲載されております。また、田布施防犯パトロール隊の田布施防犯パトロール隊だよりも、年3回、各戸配付され、周知が図られているところでございます。

また、近年、コロナ禍で特殊詐欺も増加しており、令和3年11月の消費者だよりでは、特殊詐欺の記事を掲載し、注意を呼びかけたところでございます。さらに、令和3年10月に県内に還付金詐欺の電話が多発したことから、うそ電話詐欺警戒警報が発令され、消費者だよりとは別に、同年10月に注意喚起をする回覧を行ったところでございます。

また、柳井地区広域消費者センターが受けた特殊詐欺などを含めた相談事例について情報共有も行っております。ここ3年間、柳井地区広域消費センターで特殊詐欺の相談を受けた田布施町の相談件数は16件でした。そのうち最も多い相談内容は有料サイト等の料金未払いについてのメールやサイト上での架空料金請求詐欺でございました。

次に本町における被害状況ですが、令和元年と2年につきましては被害件数は0でございました。令和3年には2件発生し、被害額は164万7,000円となっております。

特殊詐欺につきましては、引き続き柳井警察署や柳井地区広域消費生活センターと連携し、情報共有や未然防止に努めていきたいと思っております。

2点目は、いきいきサロンや生きがい教室、特殊詐欺未然防止の講演会を開いてはとの御提案でございます。

令和3年度の柳井広域消費センターでの管内の相談件数は390件あり、そのうち60歳以上の相談が179件と全体の約45%となっております。これから見ましても高齢者の相談が多いことが分かります。

高齢者等の講習会につきましては柳井地区広域消費センターで消費者問題についての講師派遣を行っておられます。特殊詐欺に関しましては、講師が2名在籍しておられますので、今後、各地区のいきいきサロンや生きがい教室等に呼びかけまして御要望がございましたら消費者センターに講習会の

依頼をしたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 教育委員会といたしましても、各公民館で開催されている高齢者対象の生きがい教室等において被害防止の啓発ができるよう、各教室の運営委員の方々に呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、３点目の「電話で持ちかける特殊詐欺には通話記録装置が効果を上げている。期間限定の無料貸与や装置の無料設置はできないか」についてでございます。

通話録音装置とは着信前に発信者に対して通話が録音される旨の警告アナウンスが流れるものです。消費者庁が平成２５年から２６年にかけて悪質電話対策のモデル事業を実施し、不審電話に対する効果があるとされております。

柳井地区広域消費センターでは、自動通話録音装置の無料貸出しを行っており、対象は柳井広域にお住まいのおおむね６５歳以上の方のみの世帯で、貸出期間は３か月となっております。町では、このことにつきまして令和２年３月にチラシを配布し、周知を図っております。

通話録音装置の無料設置につきましては、現在のところ考えておりません。今後、柳井地区広域消費センターの貸出状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） では、質問１の再質問に入らせていただきます。

地域福祉を推進するための体制づくりについて質問します。

地域包括ケアシステムの構築が挙げられています。この支援側の中心的な役割を担うのは、本町ではどこになりますか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 地域包括支援センターになります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 今、地域包括支援センターは、前は職員を派遣しておりましたが、今はそれは途絶えて施福会に委託していると思うんです。地域包括支援センターとの連携というのはどうなっていますか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 健康保険課のほうと密に毎日連絡を取り合っています。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 社会福祉協議会の機能強化については、組織の機能強化が挙げられています。今、社会福祉協議会の職員は１０月からは６人体制で、事務局長以外は、全員、社会福祉士の資格を持っているようです。このままの体制で機能強化が図られていきますか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 職員の体制につきましては、今まで社会福祉協議会の中で適切に採用等を進めてこられた結果だと思います。

全員が全員、社会福祉士の資格がないと運営ができないということでもありません。ここ３年で２人、社会福祉士の採用も進めておられますし、そういった点では専門性を備えた方の採用というのを進めて、体制の強化を図ってこられたものと認識しております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） ほかの質問もありますんで。

次に、他の市町の取組を参考に取り入れてほしい面から要望を述べます。

近隣の市町では、財政的に自立するために介護事業を行っています。それをするためにはなかなか

本町では難しい面があると思います。また、周辺地区の福祉活動を充実させるために支部活動も必要ではないかと。私の住む里の人からそういった要望も聞きます。

これから来年で第2次が終わって次の第3次に向けて策定協議が始まりますが、次回の第3次田布施町地域福祉計画にそういったことを盛り込むことはできませんか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今お尋ねの件につきましてお答えするとすれば、新事務所への移転に伴って事業規模の拡大という考え方もあろうかとは思いますが、他市町の社会福祉協議会が実施しております、例えば介護保険サービスなどにつきましては、歴史的な経緯の違いもありまして、本町におきましては、社会福祉協議会ではなく民間の事業所とか、ほかの社会福祉法人が町内で事業展開をしております。それで充足をしているものと認識をいたしております。

同様に、歴史的な経緯の違いから、本町の社会福祉協議会は、当初から町内でまとまった一つの組織として事業を展開しております。特に介護分野などで深刻な人材不足の中で、民間の福祉事業所が既に手がけておられる分野に進出する、また、地区社協など新たな組織づくりを進めるということよりも、既に確立した民間福祉の基盤として、行政と連携を取りながら、行政の手が行き届きにくいところに細やかなサービスを提供していく、そういったところに社会福祉協議会の存在意義があるのではないかと考えております。

少子高齢化や共同体としての地域の脆弱化が危ぶまれている中で、将来に向けてもこの方向性は変わらないものと認識いたしております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） すみませんが、質問2の再質問に入ります。

文科省からの特別支援教育の推進についての通知を見ますと、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠であると述べており、校内研修だけでなく校外での研修も促しています。

通常学級に在籍する発達に課題のある子供を理解するための教員の研修の機会はどういったように設けてあるか、分かりますか。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、まず校内においては管理職と、校内には現在、いわゆる主任に当たる校内のコーディネーターが必ず配置されて、このコーディネーターが専門性を持って校内の特別支援教育の充実を目指して、いろいろ支援計画をつくったり、障害についての理解を深めたり、そして教育的ニーズを把握して、関わり方、支援の在り方、これについてやはり一人の目ではなくて、複数の目でこういったものを整備をして進めているところです。

校外におきましては、県の教育委員会、それから田布施町の教育委員会もそうですが、それプラスいわゆる県立の総合支援学校がセンター校ということになっておりまして、これが地域に出向いて巡回指導をすることができるということになっておりまして、そういったものが校外での研修ということになります。

また、管理職はやはりそのリーダーシップを執ってもらわないといけないということで、必ず管理職については特別支援教育の研修を、別途、管理職としての特別研修ということで実施をしているというのが現状でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 校外の研修としては、国立特別支援教育総合研究所が実施している各種指導者養成研修、そういったのがありますが、そういったところに教員を派遣というのはありますか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、紹介されました国総研が行う研修につきましては、中央研修と私たちは呼んでおりまして、全国での人数制限がまずあります。

それから、旅費等参加費の措置がないとなかなか参加できないということで、期間も短期・中期・長期がありますが、長期になると1年を超えてのそこでの研修ができますが、それを目指してやっているんですが、なかなか希望しても希望される人数が多いということで、山口県から、さらに田布施町からなかなか毎年のように受講の決定をもらうということが、大変難しいというふうに聞いております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今、町内では3校に通級指導教室があるかと思います。しかしながら、自校でないために、送迎の負担から、通級の指導を受けるのをためらっている保護者もいるのではないかと危惧しています。これから、送迎の補助とか、あるいは全小学校に増やすつもりはございませんか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 通級指導についてのお問合せでございますが、御存じのように自校通級と他校通級というのが原則あります。

自校通級はその学校に在籍する児童生徒がその学校の通級指導教室へ通うというスタイルで、それに対して他校通級というのは在籍する学校とは別の学校に設置されている通級指導教室へ行くということですが、現在、田布施町では保護者の送迎を原則としております。なかなか全てに対応できるかどうかは分かりませんが、在籍する、あるいは希望する人数に応じて、やはり検討していくべきだろうと思います。

本町の場合は御存じのように平成の30年度にまず最初に麻郷小学校でことばの教室と。言語障害を対象とした、特に構音障害への対応をするということで設置されたところでございますが、これも、児童生徒、それから保護者のニーズ、これが一定数ないと県費負担教員が配置されるということはありませんので、人数が多くなるとなかなか自校で通級指導教室を設置するというのは難しく、その場合は、やっぱり町内、それから近隣の学校に設置されているところへの通級ということになります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今度、別の質問になるんですが、昨年度からどの子にもタブレットが1人1台使用できるようになりました。特別支援学級や通級学級に在籍する発達に課題のある子供へのそういったタブレット費用面での支援というのはどういったようになっていますか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 通常の学級の児童生徒と基本的には同じでございます。ただ、本町独自に取り組んでおりますのが、マルチメディアデージー教科書というのがございます。これは、障害のある児童生徒に向けて学習上の困難を少しでも克服できるようにということで作られた、いわゆるデジタル教科書と教材を合わせたようなものがございます。

この導入に向けて全国的に紹介をされているんですが、これは個人でも申し込むことができますし、学校を単位として申し込むこともできますし、町教委でも申し込むことができますが、県内では田布施町教育委員会だけが町教委として全ての学校に、活用されるかどうかは分かりませんけれども、それを導入しているところでございます。今年からでございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） では、質問3の再質問に入ります。

今回、お渡した資料の中に録音中というのがあったかと思うんです。先ほどの答弁では無償配付は検討しないということですが、550円というように非常に安価でいろんな自治体や警察向けに配付しておるようです。検討できませんか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 先ほど町長が答弁したように、現在のところ、本町にもそのようなニーズが実はございません。

先ほど言いました柳井広域で一応10台ほどございますが、そのうち柳井市以外でも田布施町、平生町、上関町、周防大島町にも貸出しがあるというふうに聞いておりますが、現在のところ、柳井市以外では上関町さんが今年1台借りているという状況でございます。その辺も状況を鑑みながら今後また検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 自治会の回覧では、特殊詐欺のテキストを書いた回覧板が回ります。そういったのを回覧でなくて各戸配付し、電話口に掲示するようにはしていただけないか。

それと特殊詐欺を防ぐにはそういった録音装置が効果があるということなんですが、高齢者が孤立しないような地域のコミュニティ活動が電話対策もさることながら、何よりも大切だと思っております。

質問1の質問とダブリますが、支えあい麻里府のような協議会を今後広めてほしいと願っておりますが、どうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 支えあい麻里府のような協議体につきましては、町内各地で、今、麻郷もつくるように協議を進めております。町内全域に広げたいと考えています。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 回覧ではなく各戸配付で電話口に掲示するという、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 確かにおっしゃるとおり、今、消費者だよりにつきましては、今のところ回覧にしております。回覧というのは見るようでなかなか見ていないというのが正直な実感をしております。

今後は各戸配付なり、色をつけたりとか、見やすいような形の中で検討しようというふうに考えております。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 早口になりましたが、以上で質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 引き続き、西本篤史議員、よろしくお願いします。

○議員（7番 西本 篤史議員） それでは、2問、質問いたします。どちらも一問一答でお願いいたします。

最初に、町内の橋梁状況についてを質問いたします。

令和2年の橋梁長寿命化修繕計画によりますと、本町の町道にかかる2メートル以上の橋梁は129橋、建設後50年以上経過する高齢化橋梁は68橋で今後20年後には116橋となります。橋梁の高齢化が急速に進展しています。

1950年代から1970年代にかけて建設された橋梁が多く、今後、これらの橋梁が補修・補強、または架け替えの時期を迎えます。

今後、増大が見込まれる橋梁の維持管理に要するコストの縮減を図るために、橋梁の集約や撤去も検討し、従来の事後保全型から予防保全型への維持管理への転換を図るとあります。

現在の補修状況と今後の維持管理費の見込みは幾らでしょうか。

また、全国的に約9,000か所以上あるとされる無断で造った勝手橋、いわゆる管理者不明橋、これが問題になっております。町内に勝手橋は何か所ありますか。

また、事故があった場合の対処など管理体制はどうしますか。また、それを撤去するのか。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

橋梁の高齢化に伴い、補修費や老朽化のための架け替え費用が一時的に集中し、大きな財政負担とならないようにするため、平成30年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。本町には1950年代から1970年にかけて建設された橋梁が多く、129橋ある橋梁のうち建設後50年以上が経過する橋梁が約半数ございます。

今後、増大が見込まれる橋梁の維持管理に要するコストの縮減を図るため、橋梁の集約や撤去、また従来の事後保全型から予防保全型の維持管理への転換を図り、橋梁の安全性・信頼性の確保やライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図ってまいります。

お尋ねの現在の補修状況につきましては、平成27年度分以降について補修した橋梁数は7つでございます。事業費は約6,300万円でございます。

なお、今後、計画に基づく50年間の維持管理費については、予防保全型の維持管理へ転換したことにより対象の橋梁数は129となり、おおむね12億円と推計をいたしております。

また、本年度において計画の見直しも進めており、見直し後の計画では、費用の縮減に関する方針、橋梁の集約化、撤去、新技術の活用によるコスト縮減効果などの項目が追加されることとなっており、今後、見直し後の計画に基づき補修等を実施していく予定といたしております。

次に、無断で造った勝手橋が何か所あるかとお尋ねでございますが、勝手橋とは無許可で設置された橋また管理者不明の橋となっております。

町内の勝手橋の箇所数でございますが、町が管理する河川には、青線等の小規模河川、河川とも言い難いようなものもたくさんございますので、これまで調査いたしましたことはありません。

また、事故があった場合の対処や管理体制、撤去については、管理者が不明であるため町としての対応は原則として困難であると思いますが、公共性等も鑑み、今後、どのように対応できるか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

町の橋梁長寿命化修繕計画、令和2年度に出ております。この中で、計画でリストを見ますと129の橋があるんですけども、実際、結果というか、あれを見ますと123なんですよね。数が合わないと思うんですが、これは橋が減ったんですかね。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 123というのはどこの数字でございますかね。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員、123という資料。

田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） これは以前、長寿命化計画をつくる前に調査した結果を公表したものでございます。最新では、今年の3月議会でも、町の管理する橋梁は何橋あるかという御質問が出たことがございますけれども、実際にはそのときは140と答えております。

今回の長寿命化計画では129橋というふうに言っておりまして、数値に差がございますけれども、今後、長寿命化計画の見直しも今年度やります。先ほど町長の答弁がございましたように。したがって、本年度は140橋程度で見直しをする予定でございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） ということで、129から140に今後はするということですか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 140程度で橋梁の長寿命化計画をつくります。

この増えた原因につきましては、旧農免農道が町道になった関係で増えました。

それと、140程度と今私言いましたけれども、これは、町道の見直しを今年度やっております。それで、町道でなかったところの橋梁も若干増えると思いますので、140程度ということで回答させていただきます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 要は、農道が町道になった分が増えるという。そういうことですね。

あと、橋梁点検表、リストを見ますと大波野地区が波野になつとるんですよ。住所が8か所、住所エラーです。この辺もよく見直しをお願いしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 再度、今年度、点検、長寿命化計画をつくる際は確認したいと思います。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） あと、勝手橋の話になりますけど、結局、勝手橋が幾つあるかというのが分かんないということなんですけども、私の家のすぐ下の灸川にも、怪しい勝手橋が、誰が勝手に造ったか分からんようなんがあるんですけども、灸っちゃあ県の河川ですかね。一応、今回の勝手橋というのは、分かんないのは町の河川。県の河川はまだ調べていないですか。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 県管理につきましては、全然、調査しておりません。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） この勝手橋、管理者不明橋なんですけども、社会的にいろいろ問題になっておりますので、ぜひとも数の把握をしていただきたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 場所を調査するのも、早急に調査することはできませんけども、後で時間を追ってやっていきたいと思います。

それと、今、灸川のお話が出ましたけども、今、柳井市と灸川に架かる橋の管理区分を明確にしようということで、勝手橋みたいなのがないように、あれば致し方ないんですけど、柳井市の区分か、田布施の区分か、お互いに協議をしておりますんで、併せて、時間はかかりますけれども、やってみたいと思います。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 灸川で柳井市と田布施に架かるというたらどこがありますかいね。

今のクボタのところ、あれは田布施町ですよ。余田のあっちのちょっと下ですかいね。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、第一に上シガラといいまして、土井の内の墓原のところから東の方向へ行ったときに橋がございまして、今年、被災したところでございます。

あと、微妙なところにつきましては、例えば、大波野の旧北部農道といいますか、あそこに架かっている橋辺りもちょっと微妙なところがございます。例えば、北部農道のところの橋が一つと、加えて、それから50メートルくらい下へ下ると、正式には人数川になるんかは知りませんが、あそこに農業用の橋とかもございまして、そこの辺りの橋も境界が不明なところでございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） いわゆる管理をしていないと、もし事故があったときに誰の責任になるかというのが一番明確に知りたいところなんで、今後、橋の管理、これを徹底していただきたらと思います。

続きまして、第2問、学校のデジタル化についてを質問いたします。

GIGAスクール構想に伴い、町内の学校もICT教育を進めております。町内小中学校の全児童生徒にタブレット端末を配り、授業に取り入れておりますが、導入後の学力の変化や教職員の負担増などはありませんか。

また、2024年にはデジタル教科書に移行すると聞いておりますが、町の計画はどのようなものでしょうか。

デジタル教科書はメリット・デメリットがありますが、対策は考慮していますか。

紙の教科書は無料ですが、デジタル教科書は有償と聞いております。保護者の負担、町の負担はどのようなものでしょうか。

紙の教科書とデジタル教科書を併用するのか。また、すれば割合はどれぐらいでしょうか。

タブレットの見過ぎによる視力低下が指摘されていますが、対策はありますか。

タブレットの不具合の対処方法はどのようにしておりますか。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 学校のデジタル化についてお答えをいたします。

GIGAスクール構想を踏まえて、本町では、一昨年、全ての小中学校に1人1台タブレット端末を配備するとともに、通信環境等の整備も行ったところです。町教委では、このICT教育環境の効果的な活用を図り、これまでの教育実践とICTなどの最先端技術を組み合わせた個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる授業改善を推進しております。

このため、昨年度からたぶせスマートスクール推進協議会を設置いたしまして、各小中学校と町教委が協働してタブレット端末の効果的な活用による学びの充実について協議や情報交換を行っているところであります。

お尋ねの学力の変化につきましては、具体的にお示しすることがなかなか難しい面もございますけれども、タブレット端末等を授業の中で活用することによりまして、興味や関心が高まり、児童生徒が学習に意欲的に取り組む姿が多く見られるようになったと感じております。

併せて検索サイトを使った調べ学習や観察・実験の様子を動画等で撮影したり繰り返し見たりすることにより深く分析・考察することができると、児童生徒の学習体験の幅が大きく広がっておりまして、学力の向上につながるものと期待しているところであります。

また、町教委では、教員の負担軽減やICT活用促進を図るためICT支援員1人を配置しまして、各学校へ定期的に巡回派遣し、タブレット端末等の機器の通信上の不具合に対応したり、より効果的な活用方法等について助言をしたりするなど、教員等へのサポートに努めているところであります。

学習者用デジタル教科書の活用につきましては、現時点では、紙の教科書と異なり、その使用が義務づけられているものではなく、各学校において児童生徒の学習の充実を図るため、実態等に応じて使用することができますが、使用割合は低い現状にあります。

また、令和3年度からは授業時数に制限なく学習者用デジタル教科書を使用することができるようになりましたが、紙の教科書を使用する授業と学習者用デジタル教科書を使用する授業を適切に組み合わせることが重要であると考えております。

学習者用デジタル教科書を使用する上でのメリットといたしましては、やはり紙面を拡大して表示したり、ペンやマーカーで書き込んだり、書き込んだ内容を保存・表示したりすることなどが容易となります。

また、機械音声で読み上げたり、背景色や文字色を変更したり、あるいは漢字にルビを振ることができるなど児童生徒一人一人の状況に応じて教科書の内容をより理解しやすくすることができます。

一方、デメリットといたしましては、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業においては、学習者用デジタル教科書の故障や不具合等が生じる場合に備え、可能な限り予備の学習

者用コンピューターを準備しておくとともに、常に紙の教科書を使用できるようにしておく必要があります。

また、文字を手書きすることや実験や実習などの実体験がおろそかとなったり、漢字や計算などを繰り返し書いて学習したり、あるいは学習内容をノートにまとめたりすることなど、書くこと、これがおろそかにならないように配慮する必要があります。

さらにＩＣＴ等を長時間使用することによる健康面への影響も指摘されているところであります。

目の疲れや視力低下への不安など、児童生徒の目の健康などに関する配慮事項につきましては、やはりよい姿勢を保ち、目と画面の距離を３０センチ以上離すこと、あるいは３０分に１回は２０秒以上画面から目を離して遠くを見ること、就寝１時間前からはＩＣＴ機器の利用を控えること、こうしたことなど文部科学省からも通知が出されておりますし、児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック、こういうものも出されておまして、こういった具体的な対策が示されておまして、これらを踏まえて児童生徒への健康への配慮がなされるよう各小中学校に周知するとともに児童生徒や保護者に注意を喚起するよう依頼しているところであります。

また、貸与しているタブレット端末の不具合や破損等につきましては、故意または重度の過失のない限り保護者には修繕等の負担を求めず、予備のタブレット端末で代替対応しております。

なお、文部科学省におきましては、令和６年度、２０２４年度ですが、この小学校用教科書の改訂に合わせまして、現在、デジタル教科書の本格的な導入や紙の教科書との関係、無償措置の対象をはじめ教科書の検定・採択などの制度上の位置づけや見直しについて検討されていると聞いております。

町教委といたしましては、今後、こうした国の動向等を踏まえ、デジタル教科書の導入や活用について適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（７番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

これからは学校のほうもデジタル化ということで、教える側も習う側も本当に大変な時代になってまいります。子供は割とすんなりデジタル対応ができるんですけども、反対に教師の方が結構負担になると思うんですね。

今、ちょっといろいろ見よったら、いわゆるデジタル教科書で先生が生徒に教えるのにデジタル教科書の内容を印刷してそれを子供に配ると。そういった簡単なやり方でやられるところがあるらしいんですね。あんまりメリットはないですね、本当。その辺を踏まえて今後どうされるか、名案はありますか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） お示しのありましたデジタル教科書ですが、現在はまだ有償ということで、紙の教科書につきましては無償で配付されております。有償ということで、負担があるということで導入がなかなか進んでないというのが現状でございます。

具体的には、教科書会社のデジタル教科書によって値段は異なりますけれども、１人６００円から８００円ほどＣＤ－ＲＯＭで配付されたデジタル教科書は使用料がかかります。１人当たりですね。さらにこれをクラウド利用するということになるとその２割増ぐらいの金額になります。８００円から１，３００円くらい１人当たりかかると。

これを全員が持たないと個別の利用というのはなかなか一斉授業の中では難しいというような課題がありまして、なかなか進んでいないだろうと思います。したがって、これを現在使いこなしているというのはなかなかまだ実態がありませんで、これから導入に向けて、やっぱり先進的にどういう活用ができるかというのを検討していかなくてはならないというふうなことを考えております。

ただ、特別支援学級等についてはそういった教材が先行実施されていまして、かなり活用も多くなっております。ただ、デジタル教科書は、現在、非常に制限がありまして、著作権の問題で加工して使うことがなかなかできないと。

あくまでも教科書に準じて教科書の範囲の中だけで使うということなので、今後、これにいろいろなソフトとか教材が加わって学習しやすいようになれば、もっと活用が広まるんじゃないかなということを期待していますし、私どもも遅れないように先行研究していかないといけないなということを考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） なかなかハードルが高いんですけども、デジタル教科書、いわゆるタブレットと今の紙の教科書を併用していくとなると、児童生徒はかばんに両方入れてこんにゃいけんわけですしね。となると、今、教科書だけでも重たいというのにタブレットが入ったらますます重たくなるんじゃないですかね。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御指摘のとおりだと思います。その辺りを、やっぱりデジタル教科書のみでやるかどうかというのが、今度の2024年までに、改訂、検討を進めておるというふうに聞いております。

現時点では、今、御指摘のように両方が必ず要ると。特に紙の教科書は法律的に主たる教材で必ず使わなくてはならないという位置づけになっておりますので、デジタル教科書については現時点ではそういうことの義務はありませんので、その辺りがこれからどうなるかというのは注意深く見守っていきたいと思っています。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今、ランドセルを軽くしたいという話が多いですけども、その辺も対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

デジタル教科書のメリットということで、英語の授業がタブレットですごい成果が出ておると聞いております。その辺と、あと、何年生からデジタル教科書は始められるんですかね。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 英語につきましては、教科によって利用状況がかなり違っておりますが、英語は、4技能、いわゆる話すこと、聞くこと、こういった技能をマスターするために、全体的に早く導入をされたり、先行的に国がやっている事業に乗っかって研究が進められているというのが実態でございます。

何年生というのはありませんが、英語であれば、外国語活動が始まるのが4年生以上ということになりますので、発達段階に応じて活用されているだろうと思います。

ただ、実際に見ましたら4年生の外国語活動の授業での使い方と中学校でのデジタル教科書の使い方は随分違う状況ではありまして、小学校の段階では興味・関心を抱くように使っているという実情です。

それに対して、中学校ぐらいになると、クラスルーム・イングリッシュといいますか、日本語なしで会話ができるような使い方までレベルアップしているというのが現状じゃないかなと思っています。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 紙の教科書は無料ですけども、デジタル教科書は有料となると、かなりの負担が保護者の方に来ると思うんですよ。当然、町にも負担が来ると思います。最初は国の補助があるかもしれませんが、今後、今のタブレットにしても、町への負担、かなり何年か後には来ると思うんですが、その辺の対策は何かございますか。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 現在はデジタル教科書は有償でございますが、この24年にかけて検討されているところでは、採択もさることながら、無償の対象についてどこまでにするかということも含めて国のレベルで協議されているということを聞いておりまして、無償になることを望んでおります。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） デジタル教科書は機械物ですから、当然、壊れたり、後の維持管理費、これが膨大な金額になると聞いております。それも含めて、2024年から導入ということで、それまでにいろいろ検討されて、今後、対応のほうをしていただきたらと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。再開は14時55分。10分間の休憩とします。

午後2時43分休憩

午後2時55分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、一般質問を続けます。

次に河内賀寿議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をいたします。

質問方法は一問一答で、質問事項の1は、安倍晋三元総理の国葬、県民葬、町長は出席されるのかということで、町長、御答弁をお願いします。

この夏の7月8日に奈良県で安倍晋三元総理が演説中に銃撃され、治療のかいもなく亡くなりました。その後、国葬、県民葬がこの秋に行われることが決まりました。国葬が9月27日の東京の日本武道館、県民葬が10月15日の下関のコンベンション施設、海峡メッセ下関で行われる予定です。

事件後はショックと悲しみで国中が覆われたようでしたが、その後、落ち着くと国民の意見は賛成・反対の議論がされています。人の考え方は人それぞれ。個人の自由ではあります。

しかしながら、安倍元総理の地元は山口県であり、その中の町の田布施町の町長である東町長はどうなされるのかは町民の関心事でもあると思います。国葬、県民葬に町長が出席されるのか、お答えをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

安倍元総理の訃報に接した際の私の思いにつきましては、7月の臨時会で述べさせていただいたとおり、本町におきましても様々な面で多大な御支援を賜ったことは、私自身、大変感謝いたしております。

今回、「国葬、県民葬への出席は」というお尋ねでございますが、いずれも正式な案内も一切頂いておりませんので、どうお答えしたらいいか迷うところでございますが、まず国葬につきましてでございますが、まだ本当に正式なものもございません。

今後、御案内等がありましたら町民の皆さんを代表して参列したいなという個人的な思いは持っております。今後、まだ詳細が決まらないようでございますので、そういったことでございます。

県民葬につきましては、山口県町村会も主催団体となっているようでございまして、今後、県からも公文書が届くように聞いておりますので、参列をさせていただきます。

なお、県民葬の実施に当たりましては、柳井地区においても献花場が設けられますので、今後、町民の皆様に広くお知らせをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 通知があつてからのようですから、それ相応の自分の個人の考えもあるし、町長としての立場もございますので、それは自由なことだと思いますので、亡くなられた方をちゃんと敬うというか、思うことは大事でございます。ということで、国葬と県民葬、よろしく願いいたします。

ということで、2問目に移ります。質問事項2は、田布施町地域応援商品券を今後また配付されるのかということで、今度も町長でお願いいたします。

この夏、田布施町地域応援商品券1,000円分5枚が配付されました。コロナ禍で最近では毎年のように何かの発行があり、喜ばれております。地域の商店にも確実に役に立っているはずです。

今後、またこのようなものが発行されるのか、また町長にお聞きいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期に及ぶ影響やウクライナ情勢に端を発しました国際情勢の変化により、エネルギーや原材料費の高騰、さらには円安により多くの食品などが値上がりをしており、私たちの家計への影響はさらに厳しくなっております。

そのような状況の中、昨年に引き続き、今年度も、町民の生活応援や地元消費の低迷やエネルギーなどの高騰に対して、購買活動の増進、町内業者の活性化及び地域の振興を図るために田布施町独自の地域支援策第7弾として地域応援商品券（2020）を実施し、7月末から、順次、各世帯主宛てに簡易書留で配付いたしまして、8月末で約98%、大体、全ての世帯に配付済みでございます。

今後の対応でございますが、まだ決めておりませんが、新型コロナウイルスの今後の感染状況や経済動向、国・県の動向、町民生活への影響を踏まえた上で対策全般について議会にもお諮りする中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） こういう発行ネタは……。ネタという表現はあれですね。発行のことに関しては、いろんな方というか、各町村との、一応連携で出すかどうかなどはいろいろと決まるみたいですので、年の方とかは本当喜んでいただけますので、じっくり、出せそうだったらよろしくをお願いします。

ということで、本当、今度は簡単な質問になりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。失礼いたします。

○議長（松田規久夫議員） 以上で河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、通告に従い、3件の質問をいたします。質問方式は一問一答で、答弁者はいずれも町長です。

まず、1件目の高齢者福祉タクシー利用助成事業及び買物送迎サービス事業の利用者目線での改善並びに地方公共交通計画についてです。

昨年の12月の一般質問で、高齢者福祉タクシー利用助成事業の改善案として、柳井市が令和3年の11月から実験的に始めた制度をヒントに「本町も初乗り券だけでなく500円券や1000円券も交付してはどうか。利用者増と相乗りの効果もある」というふうに提案しました。

しかし、令和4年度は、現行どおりの予算編成、12月ということもあったんだと思いますけれども、予算編成ということになり、また、今後、隣接の柳井市のことでもあるので調査・研究するとの回答でございました。

柳井市の制度改正については、一般質問の通告書に字数制限があるため全てのことを通告書に載せることはできませんが、市のホームページに載っていることなので御存じだと思います。

内容を説明しますと、柳井市は、令和4年度から、4月1日からですが、初乗り券を廃止し、400円と1000円券を交付し、乗車1回の上限額を1人1,000円、相乗りしたら相乗り人数を乗じて、2人なら2,000円、3人なら3,000円、4人なら4,000円、5人になれば5,000円と、こうなるわけですが、そのように増えるように事業を改善しています。

さらに、驚いたんですけども、75歳以上の市民で高齢者のみで構成する世帯というのを75歳以上の市民で自動車を運転しない人というふうに「世帯」でなくて「人」にしております。

それから、自動車などの交通手段を持っていない世帯というのを、自ら自動車を運転しない人ということで、運転免許証の返納とか自動車・バイクの廃車までは求めないということにしております。それと、バイクにつきましても、125cc以下の原動機付きの自転車は自動車に含まない。つまり、運転してよいということになっております。

隣接した柳井市でこうした改善がなされているので、本町も令和5年度に、柳井市のと全く同じようにしなさいと言うわけじゃないんですけども、高齢者福祉タクシー利用助成券を改善するつもりはありませんか。

これは、前回も言いましたけども、城南や上田布施の奥のほうから病院に通うのに、初乗りタクシー代だけはあるんですけど、それを利用して行っても往復がありますから、薬代のほうがかえって安くて、結局、ありがたい制度ですけども、何かそういういい方法はないだろうかということをお聞きして、私も柳井市がヒントになって提案したわけでございます。

次の2番目ですけども、本町の買物送迎サービス事業は、自宅から町の中央部の6か所、マックスバリュとかマルキュウ、地域交流館、波野団地住宅前、役場、田布施駅を片道500円で利用できるサービスです。

利用できるんですが、よく考えてみたら、利用した後、高齢者タクシーの利用助成事業も利用ができるんじゃないかと思います。例えば、買物送迎サービスを利用して田布施駅で降りて、そこから福祉タクシーを利用して割引券を使うなどです。逆もまたあるとは思いますが、そういった理由もできるというふうに思いますので、その件はもっとPRすると遠方の方が助かるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

3番目に、柳井市の予約制乗合タクシー、デマンドタクシーとも言いますが、現在、日積・石井南地区と大島地区からの2ルートが運行しています。

今年10月からは伊陸・石井北部地区と阿月地区の2ルートが運行予定とされていますが、本町の買物送迎サービスは高齢者に限定しています。それで、柳井市は限定しておりません、高齢者に。誰でも乗れます。本町の買物送迎サービスも柳井市のように高齢者だけでなく誰でも利用できる制度に改善できないでしょうか。

4番目に、地域公共交通計画は、この間の質問で、会議メンバーを8月に選定し、秋頃に会議を立ち上げると。令和5年度中には計画作成との回答でしたが、現況はどうなっているのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は高齢者福祉タクシー事業についてでございます。

柳井市についての御提案が非常に多かったわけでございますが、柳井市の場合は、併せて路線バスを廃止されるなど、随分、全体の交通計画を見直した上での見直しでございますので、本町の場合とダイレクトしにくい面もあることは御理解いただきたいと思います。

御質問の柳井市の場合は、今年度から400円券と100円券を用意され、組み合わせて使用することができるようになっております。本町の場合は、75歳以上の高齢の方が乗車時に400円の券と100円の券を毎回組み合わせて使用されると、間違えたりしますし、これまでどおり1回の乗車につき初乗り分を1枚としたほうが、簡単明瞭で混乱が少ないという声が多くあると思います。

しかし、現在の要綱ではタクシー券が基本料金のみにも適用されておりますので、一度に複数の券を使用することができませんので、今、御提案にございました柳井市のように、次年度からは相乗りさ

れる場合には、乗車人数分のタクシー券を複数使用できるような改善も図っていきたいと考えております。

2点目は買物送迎サービス事業と高齢者福祉タクシーを組み合わせた利用のPRについてでございます。

買物送迎サービスのチラシについては、最初の目立つところに「片道のみ利用もできます」と記載していますが、今後、タクシー券の案内時にも利用例として記載させていただきたいと思います。御提案ありがとうございます。

3点目の「買物送迎サービス事業は高齢者だけでなく誰でも利用できる制度にできないか」ですが、本町が行っております買物送迎サービス事業は、平成26年10月から、交通空白地域を解消するため、交通弱者である高齢者に対して、買物だけでなく日常生活の維持や健康増進など、外出する手段として、そして公共交通機関への乗り継ぎも可能とするための事業といたしております。

対象を拡充するには、関係事業者や関係団体等を含めた田布施町有償運送運営協議会で協議し、御了解を頂く必要がございます。議員に今御提案いただきました件につきましては、協議会にそうした御提案があったことを申し上げたいと思います。

4点目は、地域交通計画に関わる会議の立上げと令和5年度中の計画策定についてですが、現在、田布施町地域公共交通会議の立上げに当たって、国、関係機関ともに協議を行い、委員の選定につきましては、田布施町有償運送運営協議会の委員を含め、新たに、学識経験者や関係機関、各校区の代表者など24名程度の選定を終え、順次お願いに当たっている現状でございます。

そうしたことから、会議の立上げ時期につきましては、令和5年1月の田布施町有償運送運営協議会に合わせて立ち上げる予定として、今、準備を進めております。計画策定につきましては、6月の定例会でお答えいたしましたように、令和5年度中に作成をいたします。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今の回答の中で、一応、次年度から相乗りされる場合は同人数分のタクシー券を使用できるように見直したいということは、要はどういうことですか。具体的にはどういうことなんですか。ちょっと説明をお願いしたらなと思います。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 初乗り券が690円分になりますので、2人の場合は690掛ける2の1,380円、3人の場合は2,070円分まで利用できるということになります。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 初乗り券は、券を発行するんじゃなくて、初乗り券はそのまま残すが、2人、3人乗ったらその分は掛けるよということですか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 初乗り料金の2倍、3倍相当の、初乗り券を2人で出したら初乗り券の2倍分の料金を助成するということになります。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 先ほども言いましたけども、柳井市のことについてはホームページを見られたら分かるということで通告書にはあまり詳しくなくて、今、私の質問の中で言いましたけども、家庭じゃなくて市民1人に対して出しているんですね。

だから、例えば夫婦2人おって1人が車を運転できても1人が車を運転できなかったら、運転をしないということであれば、そちらの方は、夫婦のうち片っ方は出すんですね、柳井市は。それはいろんな事情があって、町長が言われたいろんな事情があるだろうと思います。

今後、うちも、バス路線が、小行司と田布施と柳井の駅の間はありますけども、それとあとイッパ、188号線沿い、ずっと柳井から徳山までですかね、それまで生活路線バスがありますが、それも今

後どうなるか分からないという状況であると思います。

元に戻りますけども、そういった形で柳井市はそういう形でしているんですけど、たまたま、私の知っている方で、夫婦で、老人世帯ですけども、夫のほうが必要は車はわしは事故したらいかんからというので返納されてやめられたんです。奥さんがその代わりに運転して、大変、不便なところですから、奥さんが運転して旦那さんを連れて病院に行ったりとかいろいろ買物をしたりしておられました。

ところが、奥さんが入院されたんですよ。そうしたら、旦那さんは物すごく困られてね。でも、それも、柳井市だったら、タクシーで行きやええじゃんということがあるかもしれませんがそれでも、その助成制度が利用できるわけですよ。

それとか、2番目にも関係しますけれども、買物送迎サービスもいろいろ条件がありますよね。そういうのも、今後、4番目に質問した地域公共交通計画を立ち上げるときにもいろいろその辺が出ると思います。

で、田布施の買物送迎バスは運転手さんが1人なんですよ。ですから、柳井なんかはタクシー会社に全部予約してありますけども、田布施の場合は社協に予約して、社協がそのタクシー会社が雇っている運転者に時刻を伝えるというようなシステムになっているらしいんですけども、柳井はタクシー会社が受けているから、柳井のタクシー会社の中で運転手さんがローテーションか空いちよる人間が行くと。

例えば、4人未満であれば小型のタクシーに例えば日積というのを貼って行く。で、4人以上であったらジャンボタクシーで日積というのを貼って行くというような形で運用されています。そういったこともいろいろ調べられて、本当に田布施に合った方法を。

当然、予算的なこともあるでしょうから、それは、当然、協議しなくちゃいけないし、今の有償協議会の中でも話をされなくちゃいけないでしょう。しかし、柳井市でできてなぜ田布施でできないのかというのはちょっと疑問に思うところであるわけです。そういったことで、今のことについてどう思われるか、ちょっと返答いただいたらというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） まず、最初に、世帯単位ではなくて田布施町も個人単位で出しておりますので、御夫婦の場合はそれぞれに出しています。そして、奥さんが、車があるけど、入院中とかそういう場合は、入院されている間は1人になりますので、それも支給対象としております。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 買物送迎サービスにつきましては、今、言われたように、今、社会福祉協議会のほうに事業実施体でお願いしておるところでございますが、柳井市はタクシーという話ですけども、利用率の関係等々もございますので、今後、地域公共交通会議が立ち上がった中で田布施町においてどれが一番ベストかというのをしっかり協議をしながら、この辺はまた検討課題ということで考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 話が3つあるからあれなんですけども、高齢者のタクシー利用というのは高齢者がタクシーに乗ったときに何ぼかをチケットで支援しようというもんですよ。だから、これはあくまでも対象は高齢者です。

買物送迎サービスというのは、町長も言われたけど、交通弱者なんですよ。交通弱者というのは何も高齢者に限らなくてもいいんじゃないかと思うんですよ。その辺は、柳井市も日積の乗車率をちょっと聞いてみたら、大体7割が1人から2人ぐらいと言われるんですよ、それは。でも、そういう足があるということが、今後も。

例えば、私たちの同じくらいの世代でも親が夫婦で住んでいたのが1人亡くなって独居になったら帰ってきて家を改装して今も住んでいるという家もあるし、中にはすぐ隣に家を建てて新築して住んでいるというのもあります。でもね、足がないと。

これが、今は運転できます。80歳過ぎてまでも多分運転できると思うんですよ。でも、その後はもう危ないよと。親がこれ以上運転しちよったら危のうていけんからというような時代になってくる。そのときに足がないと。

そういうようなのは考えていかないと、本当のまちづくりといいますかね、その生活できるというのを今の時点で、先では自動運転ができる時代も来るかもしれませんが、考える必要があるんじゃないかというふうに思っています。

お金はかかりますけども、公共交通というのは民間がやってもうけるような時代は終わっているわけですよ。そういう中で地域が地域としてちゃんと成り立っていくためにはそういう移動手段をちゃんと確保していかなくちゃいけないと。

高齢者に関しては、今、言ったようにタクシーで、年金暮らしですから、利用助成をすると。それもいかに効果的にやるかということを考えていくべきだろうというふうに思います。

この件についてのもう一つ質問ですけども、地域公共計画ですけども、柳井市もつくっているんですけども、これは令和元年6月に立ち上げて令和2年6月に計画策定しているんです。会議の立上げから計画策定まで1年を要しています。本当に田布施町は5年度中に策定できますか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 6月の定例会でも御回答しました。今回についても、一応、目標とすれば5年中に作成したいというふうに考えております。

ただ、来年度、一応、計画を立てるに当たって、コンサルが決まった中で、タイムスケジュールを見たときに、若干、進捗がずれるかというのは考えておりますが、できるだけ、早くつくればいいというふうには考えておりませんけれども、ある程度、時間も短縮しながらつくっていきたいというふうには考えておりますが、法改正の中では令和6年度までに策定ということになっておりますので、できるだけ早い時期にはつくりたいということで、5年中にはできたら作成したいというふうには考えておるところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それと先ほど答弁の中で、1人にしていますというのがありましたけども、まず条件ですよ。家に車がないことというのが条件でしょう、田布施町の場合は。違いますか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 条件になります。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 柳井市の場合は、家に車がないというんじゃなくて、その個人が車を運転しているのかしないのか。例えば、夫婦であれば、旦那さんは車を持って運転していると。奥さんは、車を持っていない、運転もしていないと奥さんには出るんです。そこが基本的に違うんですよ。

そういう点もよくホームページとかを見られて検討していただいて。柳井市もまだまだ実験的なんだろうと思うんです。結構、お金もかかりますから。まだ12月の予算要求時期までには時間もありますから、いろいろその辺は研究されて、田布施町にとってどうしたらいいのかと。

今、言ったような老夫婦がおって、券は、家に車があるから、運転する者がおるからこういう利用はできない。でも、その方が入院したら、そのときには申請したらいいと。それは私も知らなかったわけですけど、申請したら出るわけですね。そういった場合はもう一人の方ができるわけですね、申請したら。今の初乗りだったらそういうのができるということでしょう。ちょっとすいません。回答をお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 柳井市の場合は申請の基準を下げて金額も大分下げています。です

から、田布施町の半額以下、年間で半額以下の助成になって、その代わり対象者を広く受け入れていますが、本町では要綱で自力で外出が困難な高齢者に対してタクシーの利用料金の一部を助成することとしておって、家族で連れて行ったりとかいうのができない方に対して福祉タクシーの利用助成をするということになっています。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） だから、家族に運転する人がいたら出ないわけですよね。だから、今言うように、家族が入院したらもうないわけですよね。それはそうなった時点で申請したら出るんですか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） その件は、先ほど言いましたが、申請したら出ます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） はい、まあ分かりました。その辺の制度のあれというのをもうちょっとよく調べて、本当に田布施にとってどうすればいいのかいうことを考えてもらいたいと思うんですね。

ほいで、金額は安くなっても利用がされるほうがいいんじゃないですかね。田布施はようけ出しちよと。確かにそうと思いますが、金額でいえば実際は。ほいやけど、本当にそれが効果的になっているのかどうかというのはまた別の問題だと思うんですよね。

だから今のちょっと飛びましたけども、今の路線バスですよね、補助金も出しています。今年、令和３年度の決算を見たら、それも負担金も増えてます。そういったものも併せて総合的に考えていかないといけないんじゃないかと。ほいでまあ私とすりゃあ、今、言うように、買物同行バス、デマンドタクシー、これは今の条件を外して誰でも乗れると。弱者もそれを利用するという形がいいんじゃないかと。

当然、今度の計画の中で便数も増やすという形がいいんじゃないかというふうに思っていますし、今の高齢者の助成制度につきましてもそういった形で券を４００円とか１００円とかにして、初乗りというだけでなく、柳井市のように初乗り券を廃止してもいいですけど、そういった点も、もう一遍よう考慮していただいたらというふうに思います。

１問目のことについてはこれで一応終わります。

次、２問目に移ります。

２件目の質問ですけども、個人情報盗み出すフィッシング詐欺対策の周知についてです。

本町は今年５月に田布施町ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）推進方針を策定しました。

ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）とは、進化したＩＴ技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変換させるという概念のことだそうです。ＤＸと聞くと難しそうに感じますが、ＩＴ技術の進化によってつくられたシステムに着目してみると、私たちの生活にある身近なものが変化していることが分かります。

例えば、銀行口座の開設から取引までオンライン上で行えるとか、インターネットバンキングや新幹線などのチケット購入がオンライン上で完結できるシステムなどがＤＸのよい例というふうに思います。

今後、本町でも、デジタル化により便利になる一方、デジタルに関するトラブルも増加してくると思われます。中でも、実在の企業や組織をかたって、個人情報やパスワードなどの情報を不正に入手しようとするフィッシング詐欺が横行しているのが気になります。

犯罪者は、電子メールやＳＭＳ、ショートメッセージですけども、を使い、緊急とか至急などと急がせてＵＲＬをクリックさせることで、本物のサイトにそっくりなフィッシングサイトへ誘導し、本人確認と称して消費者に情報を入力させ、盗み取ります。そうすると、犯罪者はその盗み取った情報ですぐに本物のサイトへログインして、不正に利用して被害を与えるようになるわけですね。

そういったことから、町民からフィッシング詐欺の損害・被害の報告はありませんか。また、町民の被害が増えないように、その対策をホームページ等で周知する必要があると思いますが、どうでしょうか。お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 1点目のフィッシング詐欺の被害についてでございますが、柳井警察署に確認いたしましたところ、被害報告はないとのことでしたが、柳井地区広域消費生活センターでの田布施町の相談件数は、令和元年に2件、令和2年に4件、令和3年2件で、この3年間で8件の相談があり、いずれも未然に防ぐことができたと聞いております。

2点目の被害が増えないようにするための対策についての周知ですが、先ほど國本議員の御質問でもお答えいたしました、田布施町消費者問題協議会が発行する消費者だよりや田布施防犯パトロール隊だよりにおいて周知いたしております。

また、それとは別に、令和2年には、排水管高圧洗浄キャンペーンのチラシが町内各地で配布されたことから、2月の広報で注意喚起を促したり、令和3年には還付金詐欺の電話が多発したため、消費者だよりとは別に10月に回覧で周知をいたしております。

お尋ねのフィッシング詐欺につきましては、令和3年11月発行の消費者だよりで周知しております。また、ホームページでも消費者だよりを掲載しており、周知を図っているところでございます。

今後、いきいきサロンや生きがい教室などで特殊詐欺などの未然防止講習会等の開催について関係団体と協議し取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 一応、周知していらっしゃるということではありますけども、私のスマホにも大手銀行から「不正アクセスがあったので口座を確認してください」とか、大手通販会社から「支払い方法に問題がある」とか言って入ってくるんですよ。本物そっくりのサイトに行くから、私もちょっと不安になるんです。いや、誰かが使うたんかの、また請求されるんじゃないかのとですね。

どうするかというと、私はそのメールとかで来たのにリンクしなくて、自分がちゃんと管理しているその会社のサイトに別にアクセスして確認するんです。で、あるときは、そのクレジットカードがあれば、クレジットカードの後ろに番号がありますよね、連絡先というんが。そこに連絡するんです。

こういうのが来たけども間違いはないんかと。そうしないと、それをリンクして自分のID、パスワードを入れたら、さっきじゃないけど、フィッシング詐欺にやられてしまうわけですよね。

ま、そういったことも、どう言うのかな、ホームページとかでできるのであれば、今の柳井の広域消費センターとか県とか国の国民生活センターとかありますんで、そういったところからも情報を得て町民の被害を防ぐようにぜひホームページの内容を増やしていただいたらというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ありがとうございます。

消費者だよりにつきましては、先ほど言いましたように、年3回、これは回覧という形の中で今の旬の詐欺とかいろんなものを載せております。

ただ、先ほど國本議員の答弁でもお答えしましたが、回覧というのはなかなか見ているようで見えないというのも現状でございます。そうしたら、各戸配付とかそういった形の中で、ちょっと工夫も必要なんじゃないかというふうに思っています。

で、防犯だよりにつきましては、これは各戸配付でございます。これも、若干、今の旬な詐欺とかというのが書いてありますので、その辺をしっかりと見ていただくと。また、御家族の方も、できるだけその高齢者、お一人の方についてはできるだけ声をかけていただけるような形をお願いしたらという

ふうに思います。

また、ホームページのほうにもできるだけ情報のほうは載せていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 時間がありませんので、次の質問、３件目に移ります。民生委員・児童委員の成り手不足についてです。

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、無報酬、ボランティアとして活動しています。任期は３年で再任用もできます。それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている方々であり、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

民生委員制度は１９１７年に岡山県で誕生して済世顧問制度を始まりとします。その後、１９２８年に全国に普及し、１９４６年に民生委員に改称されました。この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、特に戦後は時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。そして、平成２９年、民生委員制度は創設１００周年を迎えました。しかし、現在、その成り手不足が全国的に課題となっています。

今年度は３年に一度の地区担当民生委員・児童委員の一斉改選の年になっていますが、本町の状況はどんなですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

前回、令和元年の一斉改選では、民生・児童委員４１名、主任児童委員３名、全て委嘱することができております。

本年は３年に１回の改選の年ですが、現在、主任児童委員３名は、一応、先日、民生委員推薦委員会で決定がされました。しかし、民生委員の方４１名の定数に対しまして現在３３名ということでございますので、まだ不足しておりますので、今後、地域の方の協力も得ながら全ての地域で推薦できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 今の民生委員の問題については、今回、まだ、もう一応、推薦の締切りは切れているんだけど、まだ３３名ということで、約８名ですか、が、まだ決まっていない状況だと聞きました。

だんだん、昔であれば、私も役場に勤めていましたんで、民生委員は「よし。私になろう」ということで、結構、それも何期もやられた方もいらっしゃるんですが、今は、なかなかほかのいろんな役員もありますけど、そういうのも含めてですが、なかなかそれが難しゅうなってきたというのが現状だろうと思います。

やっぱりその民生委員、児童委員も含めてですけども、それに対する地域の協力というか、理解度というのがないと、今年、こういう状況ですけども、３年後はもっと難しくなるというふうに思うわけです。

そういったことで、私は、地域の中で、なかなか、民生委員といたら、ちょっと知名度が低いと言ったらおかしいんじゃないけど、あんまりこうぱっとしなくて、ほいで、それにより多岐にわたる業務があると。そういったことで結構そういった方が多いんじゃないかと思うんですよね。で、まあその辺は、地域でいろいろ進めていかなきゃならないと思います。

その中で、時間の関係もあってあれなんです、今回の民生委員の交代で33名が決まった方は、そのほとんどが、再任用、再度の方でしょうか。それとも、新規の方がどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 33名の方のうち再任が22名。ですから、再任率ということでは66.6%ということになります。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。

ちょっとネット等で調べたら、なかなか3年たったら辞める方が多いというふうな情報もありましたので、田布施の場合は、今のところ、今の33名の3分の1は引き続きやっていただけるような方ということで大変ありがたいと。

また、地域の住民もそういう民生委員になっていただける方が地域にいらっしゃるということを大変ありがたく思っていて接していかなくちゃいけないというふうに思っております。その辺についてどう思われますか。聞きます。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今の、落合議員のおっしゃられるとおりだと私も考えております。

やはり、成り手不足の解消ということに関しては、妙案というのはなかなか難しいところがあります。やはり地域の方に、民生委員の方は本当にこういうことをなさっておられますよということでPRしていくというの、やはり大事なことだと思っております。

やはり、民生委員さんを出していただく、自治会のほうにお願いをするんですけど、そういったときに活動内容とかを具体的に記載した資料をお渡しして、頼む自治会長さんも頼まれるほうも一体何をするんだろうかと、そういう疑心暗鬼の状況に陥らないような格好でお願いすると。そういった状態にならないようにしております。

それでも自治会から推すことが難しく、役場であつたりとか民生委員児童委員協議会事務局からお願いしに行くこともあるわけですが、そういったときには、民生委員さん、これは地域の身近な相談相手ですけど、民生委員さんだけでやっぱり解決できる問題だけではないと。そういうときには町の担当課とか民生委員児童委員協議会に連絡してくださいと。

で、役場で関係課の職員がすぐチームを組んで対応しますんで、民生委員さんの方が抱え込まなくてもいいですよということで、地元の方にちょっと御理解を賜りながらお願いをしているというところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。ありがとうございます。

そういった形で役場も協力していただくということで、当然、社会福祉協議会もそうだろうと思うんですけど、そういった形で地域でつながりを持った民生委員になっていただきたいし、民生委員も誰でもいいというわけでもないんで、そういったことは私たち議員も含めて民生委員に対する知識もちゃんと持っていかなくちゃいけないんだなというふうに思います。

そういったことを一応発言させていただきまして、時間も1分前ということですので、終わりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 以上で落合祥二議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。15時55分までの10分間の休憩とします。

午後3時45分休憩

.....

午後 3 時 5 5 分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩をほどこし、本会議を再開します。

日程第 5. 議案第 4 4 号

日程第 6. 議案第 4 5 号

日程第 7. 議案第 4 6 号

日程第 8. 議案第 4 7 号

日程第 9. 議案第 4 8 号

日程第 10. 議案第 4 9 号

日程第 11. 議案第 5 0 号

日程第 12. 議案第 5 1 号

日程第 13. 議案第 5 2 号

○議長（松田規久夫議員） 日程第 5、議案第 4 4 号令和 3 年度田布施町歳入歳出決算の認定について、から、日程第 13、議案第 5 2 号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）まで 9 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 9 議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第 4 4 号は、令和 3 年度田布施町一般会計及び特別会計 4 件の歳入歳出決算について、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりその意見をつけて議会の承認をお願いするものでございます。

決算の概要でございますが、令和 3 年度は第 6 次田布施町総合計画の初年度であり、子ども医療費助成事業における対象年齢を中学校 3 年生までに拡大したことや、学校施設バリアフリー化に向けた中学校昇降機等整備事業、光ファイバー網整備のためなど、計画に掲げる各種施策に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染で影響を受けている地域経済の下支えや住民生活を支援していく施策等を実施してまいりました。

引き続きコロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援策を機動的に実施していく予定にいたしております。

それでは、一般会計の決算状況について御説明を申し上げます。

歳入総額は 7 1 億 6,889 万 6,104 円で、前年度に比べ、1 1 億 7,411 万 4,364 円、14.1%の減でございます。また、歳出総額は 6 9 億 4,104 万 5,932 円で、前年度に比べ、1 1 億 5,213 万 9,105 円、14.2%の減でございます。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は 2 億 2,785 万 1 7 2 円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源 1,622 万 6 0 円を差し引いた実質収支は 2 億 1,163 万 1 1 2 円でございます。

次に、歳入歳出の主要事項について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、町税は 1 7 億 3,970 万 8,839 円で、前年度に比べ 1,226 万 5,952 円の減収となりました。

これは主に固定資産税、都市計画税の減収によるもので、新型コロナウイルス感染症対策に係る軽減特例措置等や宅地の評価見直し等に伴うものでございます。

地方特例交付金は新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により前年度に比べ1,756万8,000円の増額でございます。

地方交付税は、地域デジタル社会推進費の創設や国税の増収に伴う増額交付により、前年度に比べ3億716万1,000円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費が増額となっておりますが、前年度実施した特別定額給付金事業が皆減となったため、前年度に比べ11億7,394万9,580円の大幅な減額となっております。

県支出金は、衆議院選挙、参議院議員補欠選挙、県知事選挙委託金により前年度に比べ3,261万3,018円の増額でございます。

繰入金は、財政基金繰入金の減額により、前年度に比べ4,170万3,822円の減額でございます。

町債は、前年度に実施した中学校大規模改修事業に係る義務教育施設整備事業債が皆減となったことや、臨時財政対策債の減額などにより、前年度に比べ3億7,209万3,000円の減額でございます。

続きまして、歳出についてですが、前年度に実施した特別定額給付金事業の皆減により、前年度に比べて大幅な減額となっております。

なお、令和3年度中に実施した諸事業、行政事務の内容はお手元に配付しております決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりでございます。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてでございますが、その決算状況はそれぞれ決算書等のとおりであります。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において監査委員から指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善等を図るように指示をいたしております。

各会計の決算について慎重なる御審議を頂き、認定をお願いいたします。

次に、議案第45号は、田布施町一般会計補正予算第4号でございます。

まず、歳入でございますが、地方特例交付金と普通交付税、繰越金については数値の確定に伴う補正でございます。

国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費などによる増額補正でございます。

県支出金はデジタル田園都市国家構想推進交付金などによる増額補正でございます。

繰入金は、収支調整として、財政基金繰入金を増額補正といたしております。

町債は、防災拠点等整備事業債を増額といたしておりますが、数値の確定による臨時財政対策債の減額などにより、減額補正といたしております。

次に歳出ですが、各費目において異動等による人件費の補正をいたしております。

その他、各費目の主な内容についてでございますが、まず、総務費は、法令に基づく繰越金の一部の財政基金への積立て、ゆめはな開花プロジェクト推進事業等に伴う土地購入費などにより増額補正といたしております。

民生費は、自立支援給付・障害者医療や子育て世帯生活支援特別給付金における前年度補助金返還金などにより増額補正でございます。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の増額補正でございます。

農林水産業費は、肥料・資材高騰等の高騰分の影響を受けている地域交流館の出荷者に対して、出荷手数料を補助する地域交流館出荷者応援事業などにより増額補正でございます。

土木費は、近隣公園整備事業などにより増額補正でございます。

教育費は、埋蔵文化財発掘調査事業などにより増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2億9,614万8,000円を増額補正し、予算総額を76億5,711万7,000円とするものでございます。

次に、議案第46号から第49号までは特別会計に係る補正予算でございます。

まず、議案第46号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、前年度精算とそれに伴う国民健康保険事業基金の調整でございます。

議案第47号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、異動等による人件費の補正でございます。

議案第48号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

主な補正内容は、前年度精算とそれに伴う介護給付費準備基金の調整でございます。

議案第49号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

主な補正内容は、異動等による人件費の補正でございます。

次に、議案第50号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じて、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の子の出生後の8週間以内の育児休業の取得要件の緩和等を行うことに伴い、町の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第51号は、田布施町地域福祉基金条例の一部改正についてでございます。

田布施町地域福祉基金は、平成3年に、基金の運用から生ずる収益により、高齢者保健福祉の増進を図るよう設置されたものでございます。

目的の達成の財源とするため、基金の一部または全部を処分することができるよう規定を追加するとともに、所要の条文改正を行うものでございます。

最後に、議案第52号は、字の区域の変更（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）についてでございます。

国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」の換地処分に伴い、字の変更を必要とするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案9件についてその概要を御説明いたしました。詳細につきましては御質問に応じ私及び関係者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り承認及び議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第44号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑はありませんか。瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 令和4年度の補正予算の18ページ、歳出の総務費の財産管理費、その16ページの公有財産購入費。公有財産購入、いいですね。その1,917万1,000円、これ、結構大きなお金がこのたび補正で出ているんですが、これはどの土地を買うんですかね。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 社会福祉協議会が移った土地を町が購入して、今、社会福祉協議会が移っています。元の農業共済があった土地を町が購入するという予算と、それから、公園の入り口、以前、公園を整備するときに購入した土地なんですけれども、もともと県道側に、どう言ったらいいんですか、公園に入るところに、中央公民館の裏側に伊場さんの土地があったんですけれども、それを以前購入して、入り口を等価交換するという予定だったんですけれども、電柱移転ができなくなった関係で、伊場さんのほうと等価交換ができなくなりました。

で、中央公民館側の駐車場からそっちの、今購入した土地のほうに入る間口が狭いんで、その部分の22平米を購入して、中央公民館の駐車場から、今の県道側の駐車場に入りやすい土地にするという予算でございます。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 分かりました。伊場さんのは聞きましたね、そういえばそういう話を。交換じゃなしに買ったと。

それで、社協の土地というのは、今、家がある全体の土地ですか、社協の。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） もともと農業共済の土地をそのまま農業共済のほうで売買するのに、不動産鑑定をもってして売買しなくちゃいけないという県の指導があつて、もともとそういう鑑定評価の金額をもってして町のほうが購入するということです。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） はい、分かりました。あそこですね。

それで、あの建屋の予算措置は、新年度でもなかつて、補正にもないみたいなんです、あの家の建物というのは……。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員、議案４５号は両委員会に付託予定ですから、そっちのほうで。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 私は経済厚生じゃから、総務のほう。

○議長（松田規久夫議員） いえいえ、予備審査があるじゃないですか。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） あれは決算じゃろう。決算は予備審査があるが、これは補正じゃから。

○議長（松田規久夫議員） これは丸がついとるよ。

休憩しましょう。

午後４時１２分休憩

.....

午後４時１３分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消します。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） それから、ようみんなも新人の議員さんも知っちゃってもらわんにゃいけないのは、自分の委員会じゃないところはここで説明を受けちゃらんとする立場がなくなるわけね。

○議長（松田規久夫議員） そういうことです。言われるとおりです。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 「言われるとおり」じゃなく、議長もようそのくらい覚えちゃかんにゃ。

○議長（松田規久夫議員） いえいえ、私は。私、これを見て……。

休憩します。

午後４時１３分休憩

.....

午後４時１４分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消します。

副町長、お願いします。

○副町長（川添 俊樹君） 農業共済と契約するときに、用地は不動産鑑定の価格、それから建屋は無償ということで町のほうと契約をするということになりました。無償で社協のほうに建屋をお譲りして、用地については社協のほうで今後買ってもらふということで、農業共済は町にしか土地が売れないという条件だったんで、町が購入させていただきました。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） はい、どうも。質問する場がないんで、みんなのところで時間を取らせましてすいませんでした。どうも。

○議長（松田規久夫議員） いえ、そんなことはありません。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） よく分かりました。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） なしと認め、それでは次の議案第４６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４７号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第４９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第５０号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第５１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第５２号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（７番 西本 篤史議員） これは圃場整備の関係の字の区域の変更と思うんですけども、ちょっと表を見ますと、処分前の地番、例えば一番上、「７４４の２の一部」と書いていますよね。この「一部」、よけい、たくさんあるんですけど、これはどういうあれですかね。「一部」。

○議長（松田規久夫議員） 経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これは、圃場整備によって区画が変わったということなので、一部が取り込まれたり一部が除外になったりというので、過去からもこれで来ております。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案第４５号については、議長を除く１１人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。（発言する者あり）４４と僕は言ったろう。４５と言った。大変、失礼しました。訂正します。議長は４５と言ったそうですが、失言です。

議案第４４号については、議長を除く１１人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く１１人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。議員は3階会議室に移動してください。
再開は、委員長、副委員長の互選が終わり次第、全員が集合次第、再開します。

午後4時18分休憩

.....

午後4時25分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に神田栄治議員
が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第45号から議案第52号までの8件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手
元に配付の議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託します。

-----・-----
○議長（松田規久夫議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(ベル)

午後4時26分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 神田 栄治

署名議員 高月 義夫

令和4年 第7回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和4年9月16日（金曜日）

議事日程（第2号）

令和4年9月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第44号
令和3年度田布施町歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第3 議案第45号
令和4年度田布施町一般会計補正予算（第4号）議定について（委員長報告）
- 日程第4 議案第46号
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について（委員長報告）
- 日程第5 議案第47号
令和4年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について（委員長報告）
- 日程第6 議案第48号
令和4年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について（委員長報告）
- 日程第7 議案第49号
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について（委員長報告）
- 日程第8 議案第50号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第9 議案第51号
田布施町地域福祉基金条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第10 議案第52号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）（委員長報告）
- 日程第11 議案第53号
教育長の任命について
- 日程第12 議案第54号
教育委員会委員の任命について
- 日程第13 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第14 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 4 号
令和 3 年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 3 議案第 4 5 号
令和 4 年度田布施町一般会計補正予算 (第 4 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 6 号
令和 4 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 5 議案第 4 7 号
令和 4 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 4 8 号
令和 4 年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 4 9 号
令和 4 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 5 0 号
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 5 1 号
田布施町地域福祉基金条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号
字の区域の変更について (国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」) (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号
教育長の任命について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 3 閉会中の継続調査 (特定事件) について
- 日程第 1 4 議員派遣について

出席議員 (12 名)

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	渉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	1 0 番	高月	義夫議員

1 1 番 神田 栄治議員 1 2 番 松田規久夫議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 増原 慎一君 書記 福本 俊明君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	惠元 朗夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	町民福祉課主幹	林 照美君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	代表監査委員	常見 京平君

午前 9 時 0 0 分開議

（ベル）

○議長（松田規久夫議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、南一成議員、内山昌晃議員を指名します。

日程第 2. 議案第 44 号

日程第 3. 議案第 45 号

日程第 4. 議案第 46 号

日程第 5. 議案第 47 号

日程第 6. 議案第 48 号

日程第 7. 議案第 49 号

日程第 8. 議案第 50 号

日程第 9. 議案第 51 号

日程第 10. 議案第 52 号

○議長（松田規久夫議員） 日程第 2、議案第 44 号令和 3 年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第 10、議案第 52 号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）まで 9 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（西本 篤史議員） それでは、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 44 号について、9 月 8 日に審査を行いましたので、その結果と経過について報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

9 月 6 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 45 号、議案第 50 号の 2 件について、9 月 14 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本議案につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（神田 栄治議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第 45 号から議案第 49 号及び議案第 51 号並びに議案第 52 号の議案 7 件につきまして、9 月 12 日に審査を行いましたので、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

議案 7 件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全て全会一致で原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第 44 号から議案第 52 号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 44 号令和 3 年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決します。

議案第 44 号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 44 号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 45 号令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 4 号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 45 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和4年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてから、議案第49号令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてまで4件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第46号から議案第49号まで4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号田布施町地域福祉基金条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第52号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「西山・潤田換地区」）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第53号

○議長（松田規久夫議員） 日程第11、議案第53号教育長の任命についてを議題とします。

教育長には、本案の審議が終了するまで退席を求めます。

〔教育長退席〕

○議長（松田規久夫議員） 議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日御提出いたしました追加議案の提案理由を説明申し上げます。まず、議案第53号は教育長の任命についてでございます。

本案は、鳥枝浩二教育長の任期が本年9月30日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は、令和2年4月から教育長をお願いし、熱心に取り組んでいただきました。また、皆様御承知のように、鳥枝さんは人格高潔で教育・学術及び文化に優れた見識を持たれ、本町の教育長として最適任と考え御提案するものでございます。よろしく御審議を賜り、御同意頂きますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 1 2. 議案第 5 4 号

○議長（松田規久夫議員） 日程第 1 2、議案第 5 4 号教育委員会委員の任命についてを議題とします。
議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 続いて、議案第 5 4 号は教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、本年 9 月 3 0 日をもって教育委員会委員を退任される谷一夫さんの後任に、沖田敏宣さんを任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

沖田さんは、薬剤師として病院に勤務されるとともに、平成 2 6 年から長年にわたり県の薬剤師会の会長を務めてこられました。また、これまでも柳井市、岩国市、上関町の小中学校の学校薬剤師も担当され、令和元年から田布施中学校、令和 2 年度から麻郷小学校の学校薬剤師として御尽力頂いているところでございます。

とりわけ、学校保健及び学校安全に関する高い識見をお持ちであるとともに、大変温厚で真面目なお人柄で、人望が厚い方でありますことから、本町の教育委員会委員として適任と考え、提案するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御同意頂きますようお願い申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 3 号及び議案第 5 4 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第 5 3 号教育長の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第 5 3 号教育長の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 5 3 号は同意することに決定しました。
これから議案第 5 4 号教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認めます。

議案第 5 4 号教育委員会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 5 4 号は同意することに決定しました。

日程第 13. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（松田規久夫議員） 日程第 13、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

経済厚生委員長及び総務文教委員長並びに議会広報委員長から、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付した申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 14. 議員派遣について

○議長（松田規久夫議員） 日程第 14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第 122 条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

これで本日の日程は全部終了しました。以上で会議を閉じます。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前 9 時 19 分休憩

.....
午前 9 時 20 分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消します。

○議長（松田規久夫議員） 以上で会議を閉じます。令和 4 年第 7 回田布施町議会定例会を閉会します。
（ベル）

午前 9 時 20 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 南 一成

署名議員 内山 昌晃